


プロレタリア文庫 5号

三里塚・朝鮮・天皇訪米問題に  
おける労共委の主張



1975年4月

怒涛社

三木内閣は「クリーン政治」「各界との対話重視」などのスローガンを掲げながら、昨年十二月誕生した。田中前政権は「列島改造論」をぶちあげ、膨張した金融財政政策をおこない、物価騰貴を助長し、投機と激烈なインフレを生み出したうえに、自民党の金権政治、田中自身の金脈問題をばくろされ、自民党支持率をいっきに低下させ、参院選で敗北するという状況を生み出した。このもとにあって、三木の掲げたこれらのスローガンは、労働者人民の自民党政治に対する批判の方向をそらそうとするものであった。

労働者人民の自民党内閣に対する批判が圧倒的に強まる中で、協調的なポーズをとって登場した三木内閣に対し、彼らと同様に「議会民主主義の防衛」なる主張をおこなっている日共は「三木内閣打倒、解散など」とはいわずに公約の実現を追っていく（官本）などという態度をとり、自民党内閣に対する労働者人民の批判をそらし、三木内閣の誕生を側面から援助する態度をとった。日共もまた議会的ルールによる政権の交替を政権交替の唯一の現実的な手段としてとらえており、労働者人民の斗争によって「政局混乱」が生じることを恐れていたのである。

三木内閣はこうして自民党政治に対する労働者人民の批判の目先をかえ、陰蔽することによって誕生してきたのであるが、自民党内閣であるが故に「クリーン政治」「対話重視」なるスローガンはたちまちにして色あせたものになってしまった。三木内閣の基調は経済政策では福田の「総需要抑制策」であり、財政ひきしめをおこない統制を強化すること、とりわけ賃金の統制を要求するものである。また、諸階級の要求に対

処するかのようなポーズをとるものとして「対話」を唱えながらも、「困難到来」「難局打開」を強調し、中小企業、労働組合、野党の代表に対して「協調と協力」を要求したにすぎなかった。その後の政治においては、自動車の排ガス規制、独禁法の改訂、政治資金規制法の改訂などにおいて、独占企業の利害を露骨に防衛したり、自民党の金権政治の基盤を拡充することばかりに熱心になっている姿がばくろされ、クリン三木ならず、ダートイ三木の性格が日毎に労働者人民の前に明らかになってきている。

三木内閣は従来、自民党内閣がおこなってきた政治の一切をそのまま引き継いでいる。本小冊子に示されているように、三里塚においては独占企業の大量商品輸送のために、反対同盟農民の生活が破壊され、きょうも警察機動隊等によって空港設置反対斗争への弾圧が続けられている。朝鮮人民の南北自主統一、反朴、反日(米)帝斗争に対しては、三木内閣の生みの親であり、副総理でもある椎名が、田中政権当時訪韓し、朴の説明にうなずき「(朝鮮総連の活動が)事実であれば遺憾である」などと発言し、在日朝鮮人の政治活動を弾圧する態度をあらさまに示したことをそのまま受け継いでいる。そして、早川、太刀川両日本人の拘留解除を機にして、日米軍事情報会議の早期開催を言わせるなど、朴支援、南朝鮮への日本資本の権益の確保、朝鮮人民の収奪を一層強めている。更には、昨秋のフォード訪日に対するものとして、秋の天皇訪米を明らかにし、日米軍事同盟の一層の強化をうたいあげている。

本小冊子は、自民党政府の労働者人民に対する様々な攻撃の中でも、七五年中に具体的な形で集中した攻撃がスケジューリング的に明らかにされている三里塚、朝鮮、天皇訪米問題について、わが委員会が主張する基本的な見解を明らかにするものである。たとえ、それが改良を要求するものであっても、労働者人民の団結したたかいこそが一切を解決するカギである。多くの人々がこれらのたたかいの中で、たたかいを通して、プロレタリア独裁の思想を自らのものとし、それを現実のものとしてこの地上にうちたてる事業に参加されるように訴え、この小冊子を届けます。

## 目

## 次

1. . 天皇訪米と侵略・反動の道を歩む日本支配階級の責務
28. . 朝鮮人民の不屈の闘いと日本プロレタリアートの責務
38. . 三里塚反対同盟と連帯し、自民党政府の空港設置策動を粉碎せよ

## 天皇訪米と侵略・反動の道を 歩む日本支配階級

はじめに

去る三月二十日、政府は、天皇、皇后が十月一日から十月十四日までの二週間の日程でアメリカを訪問することを正式に決定し、発表した。

天皇訪米は、一九七二年の沖繩「返環」後、「日米新時代」のかけ声の下日本政府により一貫して画策され、昨秋、フォード米大統領来日の際に、フォードによる天皇への訪米招請、天皇の受理、田中首相の了承という形をとって事実上、日米両政府間でとり決められていたものである。

自民党は、天皇訪米「成功」のために、天皇の訪米に先立って、あらかじめ首相の三木を訪米させ、日米間の意見調整に努めさせるだけでなく、万歳観光団と称する団体を組織し、天皇がアメリカに到着した折に、空港で万歳三唱で迎える計画すら真剣に考へるといふ熱の入れようである。

わが委員会はこの天皇訪米に断固として反対するものである。

第一に、天皇訪米は、「日本国民総合の象徴」（憲法）として、米帝国主義との共同の反革命の盟約を新たにせんとするものであり、アジアの労働者階級人民に対する抑圧、反革命とアジア諸国への侵略を天皇の名において、米国主義と手をたざさえて、さらに強固におしすすめることを宣言するものである。

第二に、天皇訪米は、自民党支持の退潮と自民党支配の動揺の中で自民党政治を超越した形で天皇外交を実現させることによって民族主義をあいり、天皇の政治的権威を高める一方、階級対立を陰蔽し、部落差別を増長せしめ、他民族抑圧を強化し、民族主義的、反革命的「国民統合」をおしすすめるものである。

第三に、天皇訪米は、「建国記念日」に紀元節の制定、君が代斉唱、日の丸掲揚の官公庁への強制、靖国神社「国家護持」のための法制定策動、閣僚、高級官僚の伊勢神宮参拝の恒例化、教科書検定における

神話、日常のアジア侵略戦争美化の強制、自衛隊高級幹部の天皇謁見、防衛庁長官の天皇内奏など天皇主義イデオロギーの強化、天皇制再編強化の一連の策動と不可分のものである。

天皇訪米は、日本帝国主義の侵略と反動の道象徴するものである。

帝国主義が帝国主義である限り、侵略と反動、抑圧と反革命、弱小民族の支配への熱望は不可避であり、プロレタリアートが政治権力を奪取し、資本家階級の支配を打倒し、プロレタリア独裁をうちたてることによつてのみ、かかる事態から全人民を脱出させることができる。

すべての先進的労働者人民は、天皇訪米に反対し、天皇訪米阻止、日米軍事同盟粉砕、天皇制打倒、プロレタリア独裁樹立の旗の下、断固として決起せよ！

## 一、米帝とのアジア共同反革命の盟約と天皇

### 外交による民族主義的「国民統合」の くろみ

天皇訪米が、ますます階級斗争の激化するアジア情勢の中で、強行されようとしていることは、何ら偶然なことではない。

米帝のアジア軍事戦略の基本として策定されたニクソン・ドクトリンが、インドシナ三国人民の革命戦争の大勝利の前に、あえなく崩れ去り、新たな戦略体制を日本、韓国を軸としてもくまられている中で、またカンボジアのロン、ノル、南ベトナムのグエン、バン、チュイなどのかいらい政権のはじめな末路をまのあたりにみた韓国朴政権が「明日は我が身」の不安にかり立てられ、これまで以上に「北魁の侵略」なる虚構をデッチあげ、国内弾圧をさらに強化し、米帝、日帝による保護をうるために手をつくしている中で、天皇訪米は強行されようとしている。

米帝のインドシナ半島への反革命介入の最終的破綻は、単にニクソン、ドクトリンの配綻にとどまら

ず、米帝にとって深刻な意味をもっている。

第一に、米帝の南ベトナムへの反革命介入とインドシナ半島全域への反革命戦争の拡大は、単に南ベトナムあるいはインドシナ半島における米帝の帝国主義的収益の維持防衛というにとどまらず、全世界にはりめぐらした米帝の新植民主義的支配体制全体の維持強化及び世界の憲兵としての威信をかけたものとしておこなわれた。一九六九年には南ベトナム駐留米軍兵力は五四万一五〇〇人、韓国など「同盟軍」兵力は七万二〇〇〇人に達し、同年までに米軍の死者は三万四千人に達し、朝鮮戦争を超える戦死者を出した。しかも米軍は、第二次大戦をりようがする爆弾を南北ベトナムに投下し、核兵器を除くあらゆる残虐な兵器が投入されたのである。全世界の革命勢力は革命戦争を断固支持し、新旧植民地、従属国の人民も熱烈にインドシナ革命勢力を支持した。米帝は、かかる中で敗北したのである。

このインドシナ革命戦争の勝利は、したがって、すべての革命勢力、すべての被抑圧民族、人民の勝利であったし、革命をおしとどめ、緊急緩和の名の下に、覇権を争う帝国主義者、社会帝国主義者の敗

北であり、すべての抑圧、反革命の担い手どもの敗北に他ならなかった。

被抑圧人民は、武装を堅持して闘うならば、米帝国主義といえども敵ではなく、勝利は必ず人民のものとなるということを、この革命戦争の偉大な勝利から学んだのである。

米帝のインドシナでの最終的版北は、全世界の新殖民地主義的支配の動揺をさらに、ドラスチックに促進させずにはおかない。したがって、また米帝は必死のまきかえしを策動しているのである。米帝は朴の動揺を前に、朝鮮民主主義人民共和国への核使用すらはのめかし、韓国へ米軍を増派する一方、日米韓台の共同反革命体制を公然と主張し、東アジア軍事戦略のカナメとすることを明らかにしている。

第二に、一九六〇年代に形成された、米ソ二超大国による帝国主義的平和共存体制の偽瞞性と無力性を暴露したことである。一九六〇年代にソ連国家及びソ共の指導権を握ったフルシチョフら社会帝国主義者は、自国の利益、自民の排他的、利己主義的利益のために、全世界の革命への流れを、米帝との覇権争奪戦のためのとりひき材料に使うる限りにお

いて「支持」するという反動的、儀瞞的裏切者集団として登場した。そして米ソ二超大国で手を結び、平和共存の名の下に、世界の革命戦争を抑圧してきた。インドシナ革命戦争においてもインドシナ半島でのヘゲモニーを手中にするための武器援助であり、しかもカンボジアのロン・ノルがいらい政権を承認するという反革命的役割を演じたのである。

米帝は、一九四六年以降の力づくでの「社会主義国」封じ込め戦略を、一九六〇年代におけるソ共の社会帝国主義への変質を条件として、ソ共社帝を相棒とする平和共存「革命抑止」戦略に転換させ、米ソ両超大国で核兵器を独占的に確保することを前提に、戦後世界の固定的維持のために策動してきたのである。米帝は、ソ共社帝をたよりとしながら、インドシナ半島での米帝の覇権を維持することをめざしたのであるが、革命勢力の斗いは、逆にかかる平和共存の儀瞞性をあばくとともに、断固たる革命戦争の遂行の前では、無力となることを示したのである。中国と中国共産党は、インドシナ革命勢力の後方として、革命戦争を全面的に支持、支援し、革命の勝利に重要な貢献をなすことによつて、中国人

民と中国共産党が新旧植民地、従属円の人民と世界のすべての被抑圧人民の革命斗争の後方として活動する決意を明確にしました。

第三に、米帝内部で、対外軍事介入の縮少、国内問題優先を主張する民主党の伸長にもない、さらに共和党のウォーターゲート事件に続くCIAの対外要人暗殺計画が暴露される中で、米帝としての「国益」を守るといふ範囲内であるが、重大な「国論」の分裂を引き起している。

インドシナ革命の勝利を前にして米議会における米軍事援助予算の否決がおこなわれるなど米の対外政策の重大な転換の可能性またそこまでではなくても対外政策の一貫性の危機を予測させたことから、米帝の軍事援助の下で、支配を維持してきた各国の政権に深刻な動揺を与えはじめています。

共和党政権は、この動揺を抑制すべく、依然として米軍が世界最強の軍隊であり、かつ米帝への敵対には容赦しないという態度を示すべくスパイ船ヌヤダス号をカンボジア領海に送りこみ、カンボジア海軍の当然の反撃に対して、反革命的襲撃を加えた。また、韓国朴政権の「自前の核開発」発言に呼応し

て「同盟国への侵略には、核使用も辞さない」なる喝にもかかわらず、他方ではタイ、フィリピンは米帝からの離脱と中立化を志向し、急拠中国との国交をめざしている。

インドシナ革命戦争の勝利以降、こうして米帝は矛盾を一層深め、世界を激動へ拍車をかける大きな要因を形成している。

だが、かかる事態は、日本帝国主義にも深刻な動揺を与えている。

米帝のアジア反革命軍事体制の下で、アジア侵略を開始し、帝国主義的收益をアジア各国に築き上げてきた日帝は、この日帝の戦后的発展の条件の重要な要件としてきた米帝のアジア反革命軍事体制の破綻を前にして、新たな議論をその内部でよび起している。

それは第一に、日中国交回復とそれともなり日中平和友好条約締結をめぐる議論であり、第二に、核拡散防止条約をめぐる議論であり、また第三に独禁法改正をめぐる議論である。岸や賀屋に代表される台湾、韓国ロビー、及び中川一郎や青嵐会など自民党右派は、日中平和友好条約締結に対して極めて

消極的であり、韓国、台湾との「同盟関係の維持」を叫び、中国、朝鮮民主主義人民共和国敵視の姿勢を強めている。さらに核防条約については、反共右翼団体とともに、自前の核開発への道をとざされる危険があることから、青嵐会を筆頭に反対の態度をより鮮明にさせつつある。そして、日中平和友好条約については、覇権主義反対にクレームをつけ外交交渉を暗礁に乗りあげさせ、核防についてはその条約の儀禮性においてではなく自前の核開発の観点から批准をおくらせるなど反動的姿勢をますます強めており、かかる傾向が自民党内で増大しているのである。独禁法については、三木派だけが首相公約の看板とした手前から、形だけは改正に努力したようにみせかけようと一人ハッスルにとどまり、自民党内の大勢は、独占資本への規制のいかなる強化にも反対するという点で結束し、一致して三木首相に明白い眼を向けているのである。

このような形で自民党は内部的に一定のあつれきを持ちながら、総体としては、侵略と反動への道を準備し、つき進んでいるのである。

米帝のインドシナでの敗北が明白になり、朴の危

機が深まる中で政府がただちに手をつけたのは、朴政権への物質的、精神的援助であった。政府は、危機に立つ朴政権に対して、二三四億円のぼる援助を急拠おこなったのに続いて、五月には首相の金鐘泌を来日させ、国会会終了後の早い時期に日韓定期閣僚会議を開催することとし、金大中氏事件にかかわるK.C.I.Aの策動についてすべてうやむやにし、朴政権延命のために一切を優先させる方向を明確にした。かかる中で朴は、対日経済隷属化をより一層深めるべく、日本の援助に期待をよせる一方「北魁の侵略の危機」なるものを意図的にデッチあげ、国民皆兵体制をとり、三十八度線近くに軍隊を集結させるなど緊張をおおっている。かかる策動は、朴政権の屋台骨をゆるがしている南朝鮮人民の金芝河氏をはじめとする決死の闘いを排外主義的にそらそうとするものであり、朝鮮における反革命戦争を準備するものである。日帝、米帝は、かかる朴政権を積極的に支援することによって、インドシナでの失地を朝鮮で回復せんとしているのである。

また政府はこの六月日米安保条約第五条にもとづき、日米共同作戦について検討を進めていること、

日本の防衛分担の明確化の交渉を進めていることをはじめ明らかにした。そして自衛隊の有事の際の日米防衛分担について「日米安保条約第五条による日米の共同作戦行動の範囲は、わが国周辺の数百カイリを考えている」（防衛庁、丸山防衛局長、6、17衆院内閣委）とし、この範囲における。対潜迎撃作戦、海上交通防護作戦を主として自衛隊が担うことになるのとされた。また丸山防衛局長は「（有事の際は）連携のとれた行動が必要なので現在、内局で①双方の制服の最高責任者（統幕議長と在日米軍司令官）②内局担当者③必要に応じて関係各省担当者④の構成による連絡調整機関の設置について検討を進めている」とのべ、現在存在が明らかにされている閣僚レベルの「日米安保協議委員会」、次官レベルの「日米合同委員会」「安保運用協議会」の他に「有事」を前提とした制服レベルの協議機関について明らかにされたのは、はじめての事である。

だがしかし、日米共同作戦計画は、政府によれば現在から検討されるかのように主張しているが、実際はそうではない。

すでに、一九六五年には極秘に「フライング、ドラ

ゴン」（昭和四十年協同作戦計画）計画が、日米の制服間で策定され、「日米作戦調整所」「日米交戦規則」なるものがすでに存在していることが暴露されている（藤井治夫「自衛隊の作戦計画」P97）。また続いて一九六六年には、「ブルラン作戦」と名づけられた、自衛隊と米軍の共同作戦計画が策定されている。この「作戦」は、一九六七年に朝鮮および台湾海峡で戦闘が開始されたと想定し、米軍と自衛隊の作戦計画をしめしたものである（同前P102）といわれている。

この「作戦」では、自衛隊の行動の基本をつぎのように定めている。

(1)自衛隊の航空、海上勢力は、米軍の朝鮮・台湾戦線に対する補給作戦の支援にあたる。(2)自衛隊も戦斗状態に入るときは、米極東方面最高司令部と防衛庁、ならびに日米両国政府の協議によって決定する。(3)が戦斗状態突入後は、日米の最高司令部は以後の作戦を調整機関で協議するが、指揮権は米側に属するものとする。

すでに明白なように、日米の最高司令部間の「調整機関」の存在を前提として、この作戦計画は立て

られている。またこの「調整機関」については、すでに「三矢研究」(昭和三十八年度統合防衛図上研究)で、防衛庁と米太平洋軍司令部門の調整機関の必要性を指摘しているのである。この「三矢研究」は、一九六三年度に朝鮮半島に武力紛争が発生し、これが日本に波及する場合を設定して、非常事態に対応する方策を研究したものである。

このように、暴露されているものだけで「三矢研究」↓「フライイング・ドラゴン」↓「ブル・ラン」とたどってみるだけで、今国会で政府が答弁している内容が、いかに偽瞞に満ちたものであるかが明白である。政府が現在のにかかるかたちで持ち出してきたのは、今や公然と「国民合意」をとりつけ、既成事実にして「市民権」を与えんとするものであり極めて悪らつな攻撃なのである。

天皇訪米こそ、かかる一連の攻撃を「日本国民統合の象徴」として、民族主義的、排外主義的に貫徹させるための保証であり、米帝との共同反革命の新たな盟約をなすものであり、朝鮮人民をはじめとするアジア人民に対する重大な挑戦に他ならない。さらに、われわれは天皇訪米のもつ民族主義的

「国民統合」という支配階級の狙いをはっきりと暴露しておかねばならない。

天皇性専制が、占領軍に「解体」され、天皇の国家統治への関与が、いくつかの「国事行為」に制限、天皇の地位が「国民統合の象徴」とされて以降、占領軍の政策への抵抗を含めて、天皇制強化の策動は、一貫して強められてきた。この策動は、天皇制イデオロギーの強化、天皇の権限のなし崩しの拡大及び制度の改編による天皇制強化等々の策動として展開されてきた。天皇訪米は、かかる天皇制強化の策動の一つの重要な段階をなす攻撃である。これまでの戦後過程で、支配階級は天皇を国家政治の「ひのき舞台」へ公然と登場させたことはなかった。天皇訪米は、日米両帝国主義による日米軍事同盟の共同反革命同盟としての飛躍的強化を盟約せんとするものであり、天皇とフォードの握手はかかる関係における「日米親善」以外の何物をも意味せず、きわめて政治的、具体的意図をもった国家的行為に他ならない。

天皇をこのような形で、国家政治の前面におし立てるといふことは、逆にまた日本支配階級の危機を

もさし示しているのである。

支配階級は、これまで現行憲法のままですれに拡張解釈を加えることで、実質上やりくりしてきた。だが、国内における階級矛盾の激化、戦後世界体制の根底的動揺の中でアジア情勢の激化、帝国主義としての侵略と反革命への絶えざる衝動を背景として、階級対立をおおいかくし、民族主義、排外主義をおおひ、部落差別を温存増長させることで分断支配を強化し、反革命的「国民統合」をおしすすめる絶好の道具として、天皇制を支配階級は、政治過程の前面に今や公然と登場させる第一歩を踏みだしたのである。

天皇制は、日本における近代国家成立の過程と不可分のものとして存在してきた。

第一に、天皇制は、明治維新に至る過程で封建制権力に徳川幕府打倒と外国資本主義列強に対決する排外主義の旗印として、倒幕の「志士」たちに利用された。国学者であり、日本古典研究家であった本居宣長は、「神に對する絶対の信仰」を説き「神の道」「天皇の道」イコール「人間の道」を主張し、その門人平田篤胤は、天皇の古代的宗教的權威の復

活によつて、日本の中央集権的再統一という「王制復古」の政治目的をイデオロギー的に基礎づける復古神道の体系的教義をつくりあげ、「内憂」(下層民の蜂起)と「外患」(外国の侵略)の武器として武士、地主、在郷商人や郷土、村役人層、神職層に多大な影響を与えたのである。

第二に、天皇制は明治政府によつて、各地で隆起、打ちこわしに決起していた農民大衆、都市下層氏に對して「天朝様への敵対」とする抑圧の武器とされ、地主階級や政商、ブルジョアジー↓財閥の利益に奉仕する天皇を親、人民を赤子とする家族国家観の形成、家長制的家族道徳の形成の武器として再編強化された。復古神道を基礎として神話にもとづき、「万世一系」をデッチあげ中央集権的国家をつくりあげた明治政府は、帝国主義列強との「対抗」の武器として、民族主義、排外主義的結集対策に天皇制を利用した。天皇制を基本的に、教育勅語と軍人勅論においてイデオロギー的に基礎づけるとともに、大日本帝国憲法において、天皇を「統治権」の「総監者」、陸海軍の「総帥者」とする絶対主義的立憲君主制をうちたてたのである。



第三に、天皇制は、日本における金融寡頭制支配の成立と英国主義の中で、「世界における神国日本の絶對の優越性」「全世界、全アジア民族を指導する日本民族の使命感」「天皇の名における戦争の「聖戦」なる美化」をとく「八紘一宇」なるあくなき侵略と他民族抑圧の武器として強化された。宮中祭祇（皇室神道の祭祇）のつとつた祭祇の全国家機関、人民への強制、神社の社会的、公的機能の強化と不敬罪の新設、国家神道以外の全部の宗教（民間神道をも含む）の弾圧、国家祭祇の総元締、神社院の独立官衛としての設置（内務大臣が総裁となる）を媒介とする全面的イデオロギー統制がそれである。「一君万民」を唱え、天皇の下への全人民の帰依をもって、激化する階級矛盾をいんべいし、ブルジョア支配の危機を反革命的軍事独裁をもって救済せんとする反動勢力は、「八紘一宇」をスロトガンに民族主義、排外主義をおり、プロレタリア政党、民主主義政党の全てを弾圧し、翼賛議會を組織し、侵略と反動の道をまっしぐらにつき進んだのである。これらは、農業危機の中で没落する農民、都市小ブルを階級的基盤として生れ、地主階級、金融独占ブルジョアジーの走拘

として、天皇制専制権力の推進軸になったのである。このように、天皇制は、民族主義、排外主義の武器として、さらに侵略と他民族抑圧の道具、身分差別を温存する分断支配の道具の支柱として存在してきた。

現在、支配階級は天皇制の再編強化と自衛隊の公然たる合法化「国軍」としての確立、民主主義的権利の制限と戒厳規定の明確化を狙って、改憲策動を強化している。自民党は、第一に天皇の元首化と「統治権」への関与を主張し、中央集権的国家機構の頂点を構成させ「天皇の官吏」とすることを狙っているのである。第二に、現在自衛隊にとつて第九条は、あらゆる意味で桎梏となりつつあり、自民党は改憲の最大の眼目とさえしている。戒厳規定については、すでに自衛隊が現行法で現定がない中でも、「真に止むを得ざる緊急事態においては・・・『警察比例の原則』を適用してその事態に即した機宜の処置をとり事後報・・・が武人としての正しい姿であろうと思えます」（「兵学研究會記事」第六号附収「国家と自衛隊」一九七一年四月）と主張しており、反革命クーデターへの道を準備しているのである。

天皇訪米など天皇の現実政治の舞台への登場は、かかる自民党の反動的思惑への重大な一歩接近に他ならない。

わが委員会は、かかる条件のすべてに反対するとともに、天皇制の廃止を日本におけるプロレタリア革命の不可決の任務を考えている。支配階級のかかる反動的策動を暴露し、かれらを攻撃し、打撃を与え、孤立せしめ、革命の勝利をかちとらねばならない。

## 二、資本家階級・反動勢力による

### 戦後一貫した天皇制強化の策動

第二次世界大戦末期、日帝の敗北が必至となる中で、天皇や軍部、官僚など天皇制権力の中核の主要な関心は、第一に「国体」＝天皇制を温存維持した形で、敗戦を処理すること。第二に、「終戦」のヘゲモニーを握り、敗戦の混乱を最小限にいとめることにより、共産主義革命に対応することにあった。

「敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存候。以下此の前提の下に申述候。」

敗戦は我国体の一大瑕瑾たるべきも、英米の輿論は、今日迄の所、国体の変更にまで進み居らず、（勿論一部には過激論あり、又将来いかに変化するかは測知し難し）従って敗戦だけならば、国体上はさまで、憂ふる要なしと存候。

国体護持の立前より、最も憂ふべきは、敗戦よりも、敗戦に伴ふて起ることあるべき共産革命に候。

つらつら思ふに、我国内外の状態は今や共産革命に向つて、急速度に進行しつつありと存候。即ち国外に於ては、ソ連の異常なる進出に御座候。我國民は、ソ連の意図を的確に把握し居らず、かの一九三五年人民戦線戦術、即ち二段革命戦術採用以来、殊に最近コミンテルン解消以来赤化の陰謀を軽視する傾向顕著なるが、これは皮相なる見方と存候。・・・

戦局の前途につき、何等か一縷でも打開の望みありというならば格別なれど、敗戦必至の前提の下に論ずれば、勝利の見込なき戦争を、之以上継続することとは、全く共産党の手に乗るものと存候。従つて、国体護持の立場よりすれば、一日も速かに、戦争終結の方途を講ずべきものなりと確信仕候。」

（一九四五年二月十四付近衛文磨の天皇への上奏文）

この皇族政治家近衛の上奏文にも明らかなるように反動勢力にとっては、「国体」は天皇制を存続させることができるか否かが戦争末期の彼らの重大関心事であり、共産主義革命に怖えた彼らは、天皇制の「護持」のためには、いかなる努力とも手を結ぶことも辞さないという態度をとっていたのである。

また、米英が必ずしも天皇制の全面廃止を要求していないことを感觸で察するや、一九四五年八月十四日午後十一時にポツダム宣言受諾の「詔書」を發表し、あたかも人民の爲を思つて戦争終結を決議したかのような体制をとるとともに、戦争責任について自己を弁護し、かつ、敗戦下において天皇の下で「忍びがたきを忍び」、「国体」の「精華の発揚」に向け、團結することを訴え、「破れた夢」を再び追求すべきことを主張しているのである。いわく、「朕深く世界の現勢と帝国の現状とに鑑み、非常の措置を以て時局を收拾せんと欲し、茲に忠良なる住民に告ぐ。朕は帝国政府をして米英支蘇四国に対し、其の共同宣言を受諾する旨通告したり。

抑々帝国臣民の康寧を図り、万邦共榮の樂を偕仁するは皇祖皇宗の遺範にして、朕の眷々措かざる所、

之を知る。然れども朕は時運の趨く所堪へ難きを堪へ、忍び難きを忍び以て万世の爲に太平を聞かむと欲す。

朕は茲に団体を護持し得て忠良なる爾臣氏の赤誠に信倚し、爾臣氏と共に在り。…宜しく拳団一致子孫相伝へ確く神州の不滅を信じ任重くして道遠きを念ひ、総力を將來の建設に傾け、道義を篤くし志操を鞏くし、誓て国体の精華を發揚し、世界の進運に後れざらんことを期すべし。爾臣氏其れ克く朕が意を体せよ」(一九四五年八月十四日付、詔書)

一九四五年八月十五日無条件降伏した日本帝国主義は、東久邇皇族内閣を組織し、一方では皇族の權威による軍隊の速かな武装解除を意図するとともに米ソ対立、競合を利用してアメリカに協力することで、天皇制勢力の温存を図った。そして、近衛師団を改編して温存しようしたり、憲兵隊の補充をはかったり、また敗戦の原因につき国民は総懺悔せよとのべ天皇の下への帰依を唱いた。

だが、アメリカ帝国主義の初期の占領政策は、これら天皇制勢力の思惑通りには進展せず全政治犯の釈放、思想警察の廃止、治安維持法など全自由抑圧法

さきに米英二国に宣戦せる所以も亦実に帝国の自存と東亜の安定とを庶幾するに出で、他国の主権を排し領土を侵すが如きは固より朕が志にあらず。然るに交戦すでに四歳を閲し、朕が陸海將兵の奮戦、朕が百億有司の精勵、朕が一億衆庶の奉公、各々最善を尽せるに拘わらず、戦局必ずしも好転せず、世界の大勢亦我に利あらず、しかしのみならず敵は新たに殘虐なる爆弾を使用して頻に無辜(ムコ)を殺傷し、惨害の及ぶ所真に測るるべからず。而も尚交戦を継続せむか、終に我民族の滅亡を招来するのみならず、延て人類の文明をも破却すべし。斯くの如くむは、朕何を以て億兆の赤子を保し、皇祖皇宗の神靈に謝せむや。是れ朕が帝国政府をして共同宣言に応ぜしむるに至れる所以なり。

朕は帝国と共に終始東亜の解放に協力せる諸盟邦に対し、遺憾の意を表せざるを得ず。帝国臣民にして戦陣に死し、職域に殉し、非命に斃れたる者及其の遺族に想を致せば五内為に裂く。且戦傷を負い災禍を蒙り、家業を失ひたる者の厚生に至りては、朕の深く輪念する所なり。惟ふに今後帝国の受くべき苦難は固より尋常にあらず。爾臣氏の衷情も朕善く

令の撤廃の強制がおこなわれた。

かかる中で東久邇内閣に代えて、英米にあたりのかついで「民主化」指令をうけた。財閥解体、農地改革、神道と国家の分離が要求され、戦犯逮捕もひきつづき行なわれ、一九四六年一月一日には天皇の人間宣言の「詔書」が強制された。また一九四五年十月には、マッカーサーにより内閣に憲法改正が示され、弊原首相は「陛下を政治の中心として奉裁し奉り「君臣一体となる」という天皇による統治権総攬を主張し、明治憲法の骨格を何ら変更せず、若干の修正をほどこした改正案を準備したが、一蹴された。GHQに四六年二月新しい憲法案をつきつけられた政府は、これを受け入れ、これを草案要綱とした。この草案要綱は次の吉田内閣の下で議院に提出され、若干の修正の後、同年十一月三日公布された。この憲法は、主権在民、基本的人権、象徴天皇制、戦争放棄をうたったものであり、明治憲法に對比して大巾にブルジョア民主主義をとり入れたものであった。天皇は、「国民の象徴」とされ、統治権を総攬する権限は奪われ、軍部、内務省、枢密院、

貴族院などの天皇帝諸機関は解体された。また「国家の宗教活動の禁止」(第二十条)により国家と神道の結合も憲法上は禁止された。

しかし、一九四六年末以降、米帝国主義による社会主義諸国に対する「封じ込め」政策が露骨にとられていくにつれて「民主化」政策の実施は意識的に遅らされたり、または骨ぬきにされることになった。

折しも中国大陸では、四六年六月、蒋介石は米帝の軍事援助の下に中共人民解放軍にたいする総攻撃を開始し、中国全土は再び内戦状態に入っていた。腐敗し、圧倒的多数の人民によって既に見はなされていた国民党軍は兵器装備の圧倒的優勢にもかかわらず、後退に後退を重ね、一九四八年九月には解放軍の大攻勢の前に総崩れを開始し、米帝に支援された蔣一派がろうじて息ながらえた台湾省を除き、中国全土を解放し、四九年十月一日中華人民共和国が正式に成立した。

かかる中で四八年一月アメリカ陸軍長官ロイヤルは「われわれは自立すると同時に、今後極東に生ずべき他の全体主義戦争の脅威に対する制止役として役立つほど十分に強く、かつ十分に安定した自主的

民主政治を日本に建設するという……確固たる目的を固守するものである」と語り、日本に「反共の防壁」としての役割を担わせるといふ方向を明確にした。また、マッカーサーも吉田首相に「日本は戦争に敗れたとはいえ、皇室の存在は依然磐石の重きをなしている。この皇室を中心に団結せざれば、日本の再建は図り難い」と語り明確に反動化の方向をとった。

軍国主義の温床を除去するという目的の下におこなわれた財閥解体において当初の持株会社八三社の解散も、実際に解散させられたのはわずか一六社にとどまり、また銀行は手をつけられずに残り、財閥は解体させられた財閥本社に代って銀行を軸とした再編を可能とさせていった。

また、「日本農民を封建的桎梏から解放し、日本農民の民主的再建を期するため」と称しておこなわれた農地改革は、第一次改革(四五年十二月、不在地主の小作地及び在村地主の全国平均五町歩をこえる小作地の五ヶ年の予定での解放)の不徹底性をめぐる地主―小作農民の斗争の激化の中で、第二次改革(四六年十月、在村地主の保有地を平均一町歩(北

海道は四町歩)に制限)が四八年までかけておこなわれるがしかし、山林の解放は何ら行われず、地主階級は、寄生地主から耕作地主に転進しては勢力を温存する一方また農業委員会の官僚共と結んでは劣悪地に代えて優良地を手中にしたり、水利権や供出割当での特権的地位を防衛した。だが農地改革の結果、農村の階層分化を促進させる条件をつくり出した。

このようにして、天皇帝を支えた二大階級、地主階級と独占ブルジョアジーのうち、寄生地主的土地所有者は基本的には解体されたが、米帝による一定の「民主化」政策の不徹底性によって勢力を温存した。独占ブルジョアジーは、地主階級の打撃が大きかったといえるが、しかし地主たちは農地改革で土地を解放されられ、これまでの特権的地位は奪われつつも、一部は富農として転進し、また他の一部は商店経営をも行なう中農として安定した経済的地位を依然として確保し、中央、地方の政界、教育界での支配力を維持していったのである。

また、一九四五年十二月、GHQ指令「国家神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布

の禁止」で内務省に設置されていた神社院が解散され、伊勢神宮の国家からの分離、国家機関としての神道研究や神官養成機関(例えば伊勢神宮の星学館、皇典研究所におかれた国学院など)の廃止、官公立学校と神道の分離、教科書からの神道教義の追放、公的教育機関の神社参拝禁止、官公庁や学校内の神棚、御真影の禁止、神道を信仰せぬためにおこなう差別待遇の禁止、官公史の公的資格における神社参拝の禁止が明示され、加えて、一切の宗教に平等な権利を与えること、天皇が家系血統起源ですぐれている、日本人はすぐれているという優越意識を多くイデオロギーの宣伝弘布の禁止が指令された。翌四六年元旦の天皇の「人間宣言」二月二日のすべての神社関係法令の廃止は、この指令の考え方に従って出されたものである。

だが、しかし法令上、制度上廃止されたものもあるが、多くは、公的関係をもたないものとして存続が認められたのである。例えば官中祭祇については、皇室令はたしかに廃止されたが、天皇の「私的行為」(?)として存続が認められ、掌典も天皇の「私的使用人」(?)として存続が認められた。天皇自身

が「日本国民統合の象徴」であるとき、天皇の「私的行為」とか「私的使用人」は法律上は国下が直接手を下していないかのような装いに他ならず、実際は「日本国民統合の行為」であり「使用人」であり、「私的」かどうかは大して意味をもたない関係になつていたのである。

加えて、次の事実を忘れてはならない。神社関係法令の廃止により、国家神道としては解体された神社勢力は、宗教団体として神社本庁を設立し、皇典研究所、大日本神祇会、神宮奉斎会の三団体を解散吸収し、宮中祭祇と一体の関係にある神宮祭祇をおこなう伊勢神宮を中心に全国の神社のほとんどである七万八千余社を招集した。このことは、国家神道の骨格をなしていた天皇を頂点とする神社の中央集権的機構は、形をかえただけで基本的に存続したことを意味している。さらに、神社本庁は、そのほとんどが国有地であった神社境内地の獲得をめざした。結果的に大多数の神社は国からその大半を無償で手におさめ広大な境内地を基礎に経済的基盤を確保したのである。靖国神社や各護国神社は、旧陸海軍の宗教施設ということから、占領軍は、国からの譲

渡を許さなかったが、しかし一九五一年、サ条約締結による単独構和成立直後、政府はただちに境内地の譲渡を許可した。(靖国神社は、神社本庁とは別に単立地方宗教法人となった)。

次に天皇制旧官僚勢力についてみておかねばならない。占領軍は、東条英機以下、軍閥の頂上部分で戦犯として処刑したが、しかし、軍の最高統帥者であった天皇と大本営すなわち大元帥(天皇)が統帥する本営とを意識的に区別し、天皇の戦争責任を追究しなかった。また大本営参謀であった三笠宮など皇族も追求をまぬがれている。このように、占領軍は米帝は、軍閥の頂上部分を戦争責任者として処刑する一方、今はヘンシンして親米官僚となつたいわゆる天皇制政府の下の「新官僚」グループの一部を公職追放処分にしたのみで基本的に温存した。これら「新官僚」とも「革新官僚」ともいわれるグループは、昭和維新を呼び、「国防国家体制」と「新国民組法の確立、議会の翼賛体制、官界新体制」、「大東亜を包容する協同経済圏の確立、計画経済、金融統制、食糧自給」を主張した「革新」幕僚軍部ファッショ勢力と連携し、戦争政策遂行の中で頭

角をあらわしてきた官僚ファッショ勢力に他ならない。それら「新官僚」グループの面々を挙げるならば、閣僚であった吉田茂を筆頭に①日満経済計画に参与し、さらに戦争経済とくに軍需産業に専掌した産業統制官僚として、岸信介、椎名三郎、美濃部洋次、山本高行、徳永久次、平井富三郎②財政金融における大蔵官僚として賀屋興宣、津島寿一、青木一男、広瀬豊作、山田龍雄、星野直樹、迫水久常、毛里英於兎③農政関係として、和田博雄、湯河文威、石井英之助、東畑四郎、重政誠之、渡辺伍良、④通信関係として大和田悌二、藤井崇治、奥村喜和男などがいる。

これらの官僚グループこそ、軍部の戦争政策を実務において支え、天皇制専制権力を支えた張本人に他ならない。現在のにも自民党内で支配的影響力を行使している。これら旧官僚などは、米帝の駐留政策の転換と単独講和による占領状態の終了とともに再び日本の政治の前面で反動的政策を第一線で担うようになったのである。

以上みただかかると、天皇制強化の策動は一

貫しておこなわれてきている。

戦後の天皇制強化の策動の第一は、天皇の国内各地への視察旅行である。

この視察旅行は、一九四六年元旦の「人間宣言」の直後である二月から、神奈川をはじめに開始された。

この「人間宣言」の詔書では「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とによりて生ぜざるものに非ず。天皇を以て現御神(アキズキガミ)とし、且つ日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延テ(ヒイテ)世界を支配すべき運命を有するとの架空なる觀念に基くものに非ず……」とのべ、神話を否定しつつも自己が立憲君主として人民の上に君臨することがあたかも当然でもあるかのように主張し、「信頼と敬愛」なるものを強調したのである。

四六年二月、神奈川を手はじめに開始された視察旅行は、いわゆる「人間宣言」によって自らの「神性」を否定したことによって、これまで天皇を「現御神」として信じてきた人々に煮起させた深刻な衝撃を緩和し、依然として天皇制が安泰であることを

示し、天皇の下への団結を図らんとするものに他ならなかった。

この天皇の視察旅行においては、戦前の「天皇御幸」と何ら変わらない方法がとられた。

例えば、一九五一年秋の関西視察の折、志摩半島御木本真珠工場で、天皇と御木本老人が話を交わした時、相互に「あなた」と呼び合った録音から、その箇所を抹消することを宮内庁は要求したといわれる。また、仙台郊外の宮城野原では日雇労働者が自分たちの保育園をつくっていたが、天皇がそこを通る際にこの保育園が「見苦しい」として、この保育園にテントをかけてかくすという差別攻撃をかけている。それだけではない。天皇旅行の際、その宿泊所周辺は全て消毒の対象とされているだけでなく、宿泊所へ出入りする人々は全て検便の対象とされた。例えば、一九五四年の北海道旅行では、旅館へ入りする商人は全部検便をうけただけではなく、鉋路では料理に消毒液をかけ、新聞にはアイロンをかけて消毒したという。また一九五八年の九州旅行では、室を消毒するだけでなく、壁をぬりかえ、牛乳は牛の血統まで調べ、出入りの魚屋、肉屋まで検便をう

め出した。また一九五八年六月水戸に秩父官姫が来た時には、直接検便を拒否したある旅館に対して、保健所は営業停止、営業取り消しのおどしがなされた。

これら天皇、皇族旅行に際してなされる措置は、戦前の「天皇御幸」の際とほとんど変ることのない「行幸啓防疫実施要領」にもとづいている。この、「要領」は厚生省の「防疫必携」の中に規定されているもので、八九七（明治三十）年制定の伝染病予防法や一九二六（大正一五）年の皇室令の「宮内伝染病予防令」を基礎に作成されたものである。

天皇視察旅行は、このように天皇の「威厳」を高めることを目的とする特別措置がどこにせよ、しかもそれが宮内庁―都道府県知事のラインで中央集権的に貫徹させられているのである。

天皇制強化のための第二の策動は、一九五〇年七月八日マッカーサー指令にともなう日本の再軍備（七万五千人の警察予備隊の創設）による旧軍人の軍隊への再結集及び一九五二年単独講和による占領状態の終焉を背景とする国家神道復講めざす動きである。

けた。鹿児島では宿所を密閉してガスで消毒し、旅館周囲の二〇〇軒の家への消毒とねずみとりをした。旅館の従業員と出入り商人は検便だけでなく、手足のツメのアカまで調べられた。一九六〇年四月伊豆大島旅行に際しては、一月に宮内庁官吏が事前に大島に行き、三月には都の係官による検便、青年団を動員し全島の家の便所、下水の消毒、全島の道路の修理をおこなった。一九六五年五月の山陰旅行の際、松江市では、目抜き通りが三時間も前から駐車禁止、順路一帯を消毒し、さらに出雲大社には銃をもった自衛隊員三五〇人を待機させ、駅前の看板は「お目ざわり」という理由で裏返しにされた。一九六九年六月長崎では、滞在中市内で火災が発生したが、サイレンは「静かに御旅行できるため」と称して、鳴らされなかった。

こうした処置は、天皇旅行だけではない。一九六〇年三月、山形県陽之浜温泉に高松宮が来たとき、山形県当局は「高松宮御来県に伴う防疫措置」なる文書をもって保健所を動かし、十六人の女中と家族が局部露出の直接検便を強制され、ホテルの台所には保健所員がつきっきりで監視し、一般客を一切し

まず、天皇、皇后は、一九五二年十月秋季臨時大祭の前日、靖国神社を参拝した。これは、一九四五年十一月敗戦直後の参拝から七年目である。また、同年、宮中儀礼として皇太子の立太子礼を大々的行なった。これに呼応して、現在の日本遺族会の前身である日本遺族厚生連盟は同年十一月靖国神社の慰霊行事の国憂支弁を決議し、要求した。

さらに一九五八年には、皇太子の結婚式にあたって、政府は宮中祭祇の神道儀礼である賢所大前の儀を国事とした。

また一九六〇年には、首相の池田は三重県選出の自民党議員の質問者に対して、伊勢神宮の神体ヤタノカガミの所有権は皇室にあると回答した。この回答は、皇室の「神器」を伊勢神宮が祀っていることを意味するのであり、伊勢神宮に公的性格を付与せんとするものに他ならない。

一九六二年、戦前、国の神官養成機関であった伊勢神宮皇学館（一九四五年「神道指令」で廃校処分）は、政界、財界の広汎な支持の下皇学館大学として復活した。

戦前の館長平田貫一近江神宮官司も新学長として浮

上した。彼は記者会見で、「天皇の人間宣言には異輪がある」「天皇さまは自然人だが御精神は神であらせられる」とのべ、天皇の神格化を夢みているのである。尚政界では後援者として吉田茂（総長でもあった）。池田隼人が名を連ね、また七五人の理事には財界のトップクラスの名を連ねている。経団連会長、石坂泰三、日商会頭の足是正、開銀総裁の小林中、その他東芝社長、東電会長、日鋼社長、八幡製鉄社長、三井銀行会長、三菱電機会長、三菱造船会長、松下電器会長、日本銀行総裁などである。

一九六三年以降、靖国神社の国営化運動団体より靖国神社の「国家護持」案が相ついで発表された。この国営化運動は、遺族会、旧軍人団体、右翼及び神社本庁、生長の家、国柱会などの団体が自民党の支援の下にむし進めてきたものである。一九六九年には、自民党所属衆議院議員大多数の共同提案で靖国神社法案が国会に上程された。

同法案は、靖国神社から宗教団体的要素をとり除くことで宗教団体とみなさないことを前提に、特別法人として承認し、国費を支給し、事実上靖国神社の国営化を意図したものである。法案をみてみよう。

「第一条（目的） 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その業績をたたえる儀式行事等をを行ない、もつてこの偉業を永遠に伝えることを目的とする。

第二条（解釈規定） この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみ、その名称を踏襲したものであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

第二十二條（業務の範囲） 靖国神社は第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行う。

1. 戦没者の名簿等を奉安すること。
2. 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。
3. 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

第三十二條 国は政令の定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務（前記の1と3をさす）著者）に要する経費の一部を負

担する。」靖国神社は、天皇制専制権力の下でつくられたいわゆる創建神社の一つである。明治政府は伊勢神宮を含め、これまで統いていた多種多様な神社を、天皇崇拜の国家神道に思想に立つ神社に改変したが、同時にこの改変と併行して新たに神社を国家の手によって人為的につくり出し、このいわゆる創建神社に全神社の首座を占める有力な地位を与えた。この創建神社は、大別して四つの系統に分けられる。第一は、天皇制国家のための戦没者を祀る神社（靖国神社、招魂社―護国神社）、第二に南北朝時代の南朝方「忠臣」を祀る神社（湊川神社、阿部野神社等）、第三に、天皇、皇族を祀る神社（橿原神社、平安神宮、明治神宮等）、第四に、植民地、占領地に創建された神社（朝鮮神宮、建国神廟、昭南神社等）である。

靖国神社の起源は、明治維新の内戦過程で死亡した天皇軍側の戦没者を合祀した招魂社（一八六九年創建）である。天皇は、これに祭祀料として杜領一万石を与えるなど伊勢神宮に次ぐ優遇措置をとり、一八七九年六月に靖国神社と改称したものである。（地方の招魂社は、一九三九年三月に護国神社と改

称）天皇の名による戦争の戦没者と祭祀するという創建の経緯から、当初は軍務官が管轄し、のちに内務省、内務、陸海軍省の共同管轄をへて、陸海軍省所管の神社となった。祭主は陸海軍将官がつとめ、憲兵が警護するなど靖国神社は名実共に軍の宗教施設として発展した。そして、戦争の度に戦没者を「護国の英霊」として祀り、天皇の参拝を媒介に、天皇崇拜と軍国主義、排外主義への人民の結集に絶大な役割を果たした。しかも、徳川時代以前の日本では、戦乱でたおれた者は、敵味方の区別なく供養する伝統があったのに対し、靖国神社にあっては、

「……明治元年と云ふ年より以降内外の国の荒振る寇等（あだども）を討罰め、服わぬ人を言和し給ふ時に、汝命の等の赤き直き真心を以て、家を忘れ身を擲ちて、各も各も死亡にし其の大きき勲功に依りてし、大皇国をば安国と知食（しうしめ）す事ぞと思食（おほしめ）す……」という祭文にまさるよう幕府軍側の戦没者、外国の兵士さらに反乱者「国賊」とみなされた者等「天皇の敵」の死には一顧も与えず、「天皇への忠誠」をつくし、天皇のために死んだ者のみを祀り、祀られた戦没者を

「神」とし、さらに人民に対して礼拝することを強制した。こうして、靖国神社は天皇制専制権力の侵略戦争をイデオロギー的に支える直接の武器としてつくりあげられ利用されたのである。

靖国神社法案は、かかる靖国神社の反動的性格をそのまま受けつぎ、侵略戦争を美化し天皇制イデオロギーへの反動的帰依を国家の手において人民に強制するものに他ならない。

一九六九年以降、靖国神社法案は毎年国会に上程され、制定に向けた改案がしつようにくり返されている。

さらに国家神道の策動として、一九六七年には、「建国記念日」の名前で紀元節が「国民の祝日」として制定され、皇室神道と神社神道の紀元節祭が公的性格をもつものとして承認された。

紀元節は、天皇制勢力にとって天皇統治の国体の「肇国の日」であり最大の聖なる日であった。そもそも、紀元節は「万世一系」として天皇制を権威づけ、天皇制があたかも超歴史的、超階級的に存在しつづけたかのような幻想を生み出すためにデッチ上げられたものである。

一八七二年十一月、明治政府は神話にもとづいて、神武天皇なる人間が即位したとされる年を紀元とする天皇紀元を定め、例年同日に祭典を行なうことを布告した。

一月二十九日というのは、「日本書紀」では神武天皇が「辛酉年春庚申朔」に即位したと書かれていることから、これを新暦にあてはめて決めたものである。だが辛酉年は、古代中国で成立した陰陽五行説の説く変革の年であることから、第一代の天皇の即位を象徴的に辛酉年元年と記されたものといわれ、客観的歴史とは、そもそも無関係な記述といわれているものである。

さらに、この一月二十九日を紀元節として算定する基準であった旧暦は天保年間につくられた天保暦であり、「日本書紀」が書かれた当時の中国暦とは別のものであることがわかり、またこの旧暦では毎年紀元節が動いてしまうという難点があったことから、政府は、この矛盾を解消するため、当時の中国暦に従って逆算し、算定したとして、翌年の十月、今度は二月十一日を紀元節とすることを決定した。

だが、依拠できるものは何もなく、そもそも公表できはしないのだが、政府は計算方法や何を根拠としてかかる計算をしたのかを一切公表せず、以降二月十一日が「肇国の日」「建国の日」として信ずるよう強制していったのである。

加えて、すでに慣習化し、国家神道復活への広汎な素地をなしているものとして地鎮祭、神前結婚式がある。地鎮祭は国家神道時代、仏教各宗派の地鎮式や民間神道の地鎮祭にかわって、新たにつくられた定型化された儀礼である。国家神道時に定型化された地鎮祭は、現在民間はもとより、公共建築物の定礎に際しても、公然とおこなわれ、なしくずし的に国家神道として統合が進められている。

また、神前結婚式は、一八九九年、皇太子（大正天皇）の結婚式にそなえて制定された「皇室婚嫁令」ではじめて儀礼としてつくられたものであり、国家神道による創作儀礼の一つに他ならない。明治政府は、一方では天皇の神格化に手をつくすだけでなく、「臣民」に対して天皇や皇族にあやかる道を与えることにより慰撫に努めたのである。この神前結婚式は、天皇の「祖先神」に対して「夫婦の契り」を誓

う儀式であり、現在のにもかなり普及し、神社勢力の資金源ともなっているのであるが、あたかも日本の古来の結婚形式でもあるかのように国家神道の儀式が受けとめられ、天皇、皇族にあやかる形で意識的にせよ、無意識的にせよ広められているところに問題性があるといえる。

天皇性強化の策動の第三は、天皇政治復活の策動である。

天皇は「国民統合の象徴」とされ、憲法で定められた国事行為に政治への関与が制限されたが、当初から厳密に守られてはいず、慣例だとか天皇の私的行為なるかくれみのかくれ、様々な形で「国政」に「関与」している。まず最初にこのことについてふれておく必要がある。

国会の開会式に天皇が出席し、開会を宣言することが慣例として続けられている。天皇の国会にかかわる「国事行為」は、「国会を召集すること」「衆議院を解散すること」と定められており、召集については、国会法で「常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布」とされ、開会式出席は何ら法的根拠にもとづくものではない。日共が天皇の開会

式出席に一定程度反対しているが、それも国会の要請に応えるという形ならばよいとする程度のものでしかない。この天皇出席は旧憲法の第七条「天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス」にのっとったものであり、慣例の名の下に現在のまかり通っているのである。したがって現在でも、国会正面には、帝国議會そのままの天皇専用の入口があり、天皇専用室、天皇用椅子がそのまま残され、さらに議長席の上に「王座」が現在も議員席、傍聴席を見下すように残されているのである。また議員バッヂやバンドの帯金には十六葉の菊の紋章が帝国議會時そのままに刻みこまれている。現在でも議員は、陛下の議員というわけだ。

一九五三年一月、官報に皇太子の英国女王戴冠式への出席について載せられた。「本年六月、英国皇帝エリザベス二世陛下戴冠式挙行につき、天皇陛下御名代として皇太子明仁親王殿下を英国に差し遣わさる」この発表は、天皇、皇族の私的行為とされてきたものを官報で報道し、なし崩し的に公的性格をもせたものである。それ以降、外国元首との電報の交換とか出迎え、歓送迎会の行事も法的には私

的行事としてとり行ないつつ、実質的に公的性格を付与し、天皇を実質上、日本の元首としてふるまわせているのである。

一九七一年九月下旬の天皇、皇后の訪欧も欧州諸国の親善訪問という形式でおこなわれた。

一九七四年十一月十九日のフォード米大統領来日の折には、フォードをまず天皇が出迎えを行ない、会見をおこなっている。だが、この会見内容は公開されていない。また、翌日は宮中で晩さん会を催し、フォードを歓待した天皇は、ベリール来航以来の日米関係について触れ「一時まことに不幸な時代をもつたのは遺憾なことでありました」などという政治的発言をおこなっている。これらは、すべて法的には天皇の私的行為であり、天皇がフォードを出迎えた際に日米両国歌を演奏した警視庁音楽隊、フォードと天皇の前に整列した防衛庁儀仗隊については、天皇の私的行為と区別されたフォード歓迎の国家行事というわけなのである。

このように天皇は、外に対して国家元首として実質上たちあらわれているだけではない。閣僚及び高級官僚の内奏という形で、「天皇政治」復活がもく

るまれてきている。

警視總監の治安報告は毎年天皇に対しておこなわれている。

だが、一九六五年一月には自衛隊統幕議長が天皇にはじめて内奏した。彼は「気持が引き締まるようだった」とのべ、天皇崇拜者であることを暴露している。この年以降、自衛隊高級幹部の内奏が恒常化する。

付けられた」と感慨にふけっているのである。

さらに、第四に、われわれは天皇制強化の策動を担う右翼の主張をみておこう。

右翼連合団体として、主要なものに、青年思想研究会（青思会）全日本愛国者団体会議（全愛会議）三曜会、全九州民族運動協議会（全民族）、大日本愛国団体連合時局対策協議会（時対協）、黒龍俱樂部、日本国民会議などがあり財界、自民党、神社勢力、中小企業家、日本遺族会などを支持基盤としていいる。一九七〇年現在で全国で四〇〇団体、約十一万人、その他民族派学生六〇〇団体、約一万人といわれ、治安当局が「要注意」として一応査察対象としているのが三〇数団体、約一万六千人といわれる。

これらの右翼連合団体の指導者は戦前の民間右翼ファンシストであり、いずれも、一九五三年―一九六〇年の日本再軍備の時期に結成されている。彼らの共通の目標は「国体護持」「反共日本民族主義」「昭和維新―民族の維新の断行」「軍備の確立」「労資協力体制の実権」「亡国憲法の廃止」「国有

領土奪還」「偏向教育排除―愛国教育の実現」などである。この中で、青思会は一九六九年の二月と



八月に軍事訓練をおこない、児玉登士夫は「右翼暴力主義者の暴力は日毎に激しくなっていく。もし、彼らの暴力が警察の手に負えなくなったときは、おれわれが立ちあがらなくてはならない」と訓示している。又、十・二一時には青思会傘下の猶存社、梅花隊、日本青年社、日の丸青年隊など十六団体から六〇〇人が招集し、池上本門寺境内で待機した。

また、護国団、国粋会など自称四百団体、動員力七万（実際は一七〇団体、会員四万といわれる）の全憂会議は、「国内の政治的混乱と外国の対日破壊活動の一切に注意し、それを防衛し反撃する」という申し合わせ事項をとり交わし、「一発の銃声は十萬の動員に勝る」「尊皇、憂国、愛人」「昭和維新」をかかげている。

また、日本国民会議は、新日本協議会、全国師友会、生長の家、神社本庁など四五団体、自称八〇〇万（治安当局は一五〇万）の日本最大の右翼統一機関であり、「日本国民の団結を破壊し、日本民族の思想的崩壊を企てるような策動に対処し、祖国の再建と文化の向上を念願する」としている。

このように、右翼は、階級斗争の激化の中で、民

間反革命の精鋭部隊として、登場せんとしているとともに、自衛隊への影響力の拡大をねらっている。これまでみてきたように、天皇制強化の策動は、日本共産党が「天皇についても、従来、自民党政府がつづけてきた各種の逸脱をただし、天皇の国政関与を禁止した憲法第四条、国事行為の範囲を規定した第七条を厳格にまもる」（民主連合政府綱領についての日本共産党の提案）」という以前に、なじ崩し的に実体化させるものとして全面的におこなわれてきており、それと真正面に闘うことをせず、また現憲法に定めた象徴天皇制の儀禮性をあばくことをせず、象徴天皇制に依拠して憲法第四条、第七条の厳格な実施を主張する日共は、実際には天皇制の擁護者、天皇制再編強化の共犯者となっているのである。

日本社会党は、一九四六年の「憲法草案」で「主権は国家（天皇を含む国民協同体）にあり」「統治権は之を分割し、主要部を議会に一部を天皇に帰属せしめ天皇制を存置す」と主張した実績をもち、現在のにも象徴天皇制について現行憲法と共に擁護する立場に立っており、一切信用してはならない。

侵略と反動の道をはききよめ、天皇制強化をもくろむ勢力と対決し、天皇訪米阻止、日米軍事同盟粉碎、天皇制廃止、ブルジョア権力打倒、プロレタリア独裁樹立の旗の下、断固として決起せよ！

## 朝鮮人民の不屈の斗いと 日本プロレタリアートの責務

南朝鮮において、朴独裁政権反対の闘いに諸階層の多くの人民が民主化を要求して決起し、一歩たりともひるむことなく果敢に闘っている。

外相宮沢の「韓国安全は日本の安全のために重要である」とか「日韓両国間の関係改善を最優先」などの発言にみられるように三木政府は、日本の資本家階級がますます多大な利益を獲得すべく忠実な下僕として、日毎にその反動性をあらわにし、朝鮮総連弾圧策動、朝鮮民主主義人民共和国にたいする輸銀融資見合わせ、或いは米日韓合同の軍事訓練、日韓閣僚会議の早期開催の目論みなど、日本の労働者人民の南朝鮮人民に連帯する闘いを妨げ、朴政権を援助することによって、南朝鮮人民の闘いにますます敵対している。

金大中ら致事件を契機に、南朝鮮において、多く

の青年学生が反朴独裁の闘いに決起し、その闘いが知識人、宗教家などあらゆる階層にひろがるや否や、朴政権は「緊急措置一号、二号」（一九七四年一月八日）を発動して弾圧した。

しかし青年学生、カトリック教徒などの闘いは弾圧に屈することなく急速に拡大して、昨年四月には「朴独裁政権反対」「対日隷属化中止」等のスローガンをかけ、闘いを強化し、各大学において組織化をすすめていった。この高揚し強化された闘いに恐怖した朴政権は、「緊急措置四号」の発動という暴圧によって延命を試みた。しかし、どうしてこのような暴圧に屈することがあろうか。九月、学生は「維新憲法を撤廃せよ」「民主憲法を実施せよ」「朴正熙は退陣せよ」のスローガンをかけ闘いの烽火をあげた。この闘いには、六十以上の大学と十

校の高校生、延べ十万人の青年学生が決起したと言

われている。勿論、強搾取、強収奪に苦しむ労働者も断固として闘いに決起した。「日本の資本で建設、経営されているキョンサン（慶尚）南道ウルサン

（蔚山）の現代造船所三千労働者が九月に「腹がへって生きられない。賃金をあげろ」と十四の要求条項をかかげてたたかっただのはじめ、アメリカ軍機

関雇用の二万余人、「マサン（馬山）輸出自由地域」の日本人企業で働く千四百余人、「キョイン（京伝）工業団地」、ソウルの毛紡織会社の労働者、女子車

掌ら各部門の南チョンソン労働者が賃金の引き上げと労働条件の改善などを要求してたたかった。」（朝鮮時報第九三三号）そのほか宗教人、言論人、文化

人等の自由と民主主義を要求する闘い、「寒くて生きられない。煉炭をよこせ」と火ばしをかざしてデモをしたと伝えられている天安の婦人の闘い、更に

は仁川市民、巨済島住民の日本企業による公害に対する闘い、そして各野党の朴の退陣を要求する戦いなどまさしく南朝鮮の各階層人民は、弾圧をものと

せず、フォードの訪朝（）時に見られたように、日米両帝国主義の侵略強化に対し、そして朴独裁政権

に対して、怒濤の如き闘争を展開した。

一月十三日ソウルで開かれた「韓日協力委員会第十二回合同常任委員会」において、朴政権は①七六年以降も南チョンソンの農業開発を中心に、毎年五千万ドルの「援助」を十年間つづけてほしい、②韓日双方は緊密な「経済協力圏」を形づくり、双方の貿易は無関税としたいと提案し、日本側（会長岸信介）は、今後の日韓協力関係をスムーズにするため金大中事件、日本人二学生問題など諸懸案の解決、とりわけ日本人二学生の特赦を要望し、更に「そ撃事件」の際の経験に照して日韓双方の捜査機関の、「緊密な協力関係」を樹立すべきであると強調したと報道されている。日本と韓国の支配層は一段とそのゆ着関係を深めようとしているのである。

政治的にも、経済的にも危機に瀕している朴政権は、「国民投票」なる狡猾な策動によって地位を確保し、延命を計った。「国民投票」なるものが、朴政権のかくれみのであって、まったくギマンに満ちていることは言うまでもなく、韓国の労働者、学生、宗教人、東亞日報をはじめとする言論人、野党勢力は、ボイコット運動等で、朴退陣を要求して闘った。

朴政権は日帝の強力な経済援助を必要としており、また外貨獲得にヤッキとなつてゐる。朴政権は「移民」を名目にして「海外人力進出」なる「人身売買」を行つてゐる。これによる犠牲者の大部分は工場、危険有害部門の重労働、農場の「作男」、掃除婦、接待婦、看護補助員「女中や小間使い」などとして、低賃金、無権利差別に苦しんでゐるといわれている。

日本の資本家階級は、安い労働力と市場を求め韓国に進出し、韓国の労働者人民に対する劣悪な労働条件と低賃金、強搾取によつて利益をむさぼり、公害をまきちらしている。のみならず「朴政権と結託して「人身売買」行為に加担し、日本において「技術研修者」「看護研修生」という名目の韓国の青年労働者（およそそのべ三十万ともいわれている）朝鮮時報による）を最下層の低賃金労働の下にしぼりつけてゐるのである。

日帝は、韓国の労働者人民を直接的に搾取、収奪、抑圧し、朴政権に対して強力なテコ入れを行い、ますますゆ着を深め、反朴独裁、民主化要求の闘い、朝鮮の自主的統一を要求する闘いに対して、その反動的性格を露骨にあらわし、敵対してゐる。日本の

労働者人民は、この現実を直視し、一貫してプロレタリア国際主義に立脚し、日本政府、侵略企業に対する闘争を強め、朝鮮人民と連帯する闘争を断固として押し進めていかなければならない。

南朝鮮の人民は、「維新体制」の信を問う「国民投票で、比較的多くの棄権票と反対票を結集し、「国論総和」を狙つた朴専制に大きな打撃を与えた。つづいて、「民青学連事件」など大統領緊急措置一号、四号違反で不当逮捕された（反共法違反に問われている「人民革命党グループ」とされている人々を除く）反外勢、反朴、民主回復、自主統一のための多くの闘士たちの解放という勝利をかちとつた。三・一万歳革命、抗日解放闘争四・一九革命と革命的伝統をもつ朝鮮人民は、この勝利を一つの土台とし、釈放をかちとつた金芝河、池学淳、李哲氏らを先頭に、全政治犯の釈放、K C I A 解体、対日隷属中止、反朴専制の決死的闘いの隊列を強化し、進撃を開始してゐる。

日本の労働者階級の国際主義的責務は、朝鮮人民の闘いを断乎支持すること、日本人二人の釈放を条件にした日韓閣僚会議の開催と、日本帝国主義の援

助の要求をもつて対日隷属を一層深める朴専制を支え、南朝鮮の侵略を強めようとする日本ブルジョアジー、日本政府、および、その手代差別者との闘争を断乎おしすすめること、抑圧民族としての大団排外主義、日米帝国主義を免罪する小ブル民主主義と断乎闘うことである。

### 一 危機深める朴専制支配

国民投票は、朴一派による国家機構と民間組織を使った総動員、国民投票による批判、反対キャンペーンの禁止にもかかわらず、棄権、ボイコットが二〇%余の三百三十七万票にのぼり、反対が二五・一%の三百三十六万票にのぼり、全有権者の約四割にのぼる人民が朴を支持しなかつたのである。

とりわけ、首都ソウルでは、投票率が六〇・三%にとどまり、賛成率はかろうじて過半数をこえるにすぎないという結果であつた。ソウル市の全有権者の三六%が朴を支持しただけである。

七二年の改憲の国民投票が、投票率九二・六%、賛成率九一・六%であつたのに比較するならば、今

回の国民投票は「反政府勢力を孤立させ「国論統一」をはかる」という黒い企ては失敗し、朴専制と反政府勢力の闘いがますます決定的、非和解的にならうとしてゐる。

朴政権が国民投票にかけた目的は、①大統領緊急措置令による弾圧にもかかわらず、次々と拡大し、不屈につづく反政府、改憲要求闘争を圧倒的多数の維新体制支持の結集によつて封じ込め、抑圧解体すること、②民主的ポーズによつてアメリカ議会の専制非難や国際的孤立を回避し、日本政府との間の障害一早川、太刀川両君の拘束問題などを打開することであつた。

官製の強権的国民投票の結果について朴は「国民の信任が再確認され国論が統一」されたとしてゐるが彼らがいう「現行憲法を継続守護し、維新体制を発展させる」ことを支持せず、反対して闘う勢力が増大していることを示し、「国論統一」の目標は中途半端となり、朴の「維新体制」は大きな打撃をうけた。

ソウルなど都市では、朴の専制的抑圧にたいする怒りと抵抗が大きな流れとなつてゐることをはつき

り示し、反朴、闘争を突きつけたのである。

国民投票は、「最も民主的意思表示の方法」(朴談話)などではなく、朴専制を維持するための手段でしかなく、全く欺瞞的なものでしかなかった。言論の自由が全面的に制限されており、反朴勢力の主張も、行動も、広汎な労働者人民に伝わっていない。それだけでなく、教育機構、セマウル運動、郷土予備軍、官僚機構を使って賛成票を強制的に動員するという非民主的、抑圧的なものであり、帝国主義者たちの朴援助の策動に断乎反対しなければならぬ。投票ポイコットを訴えた野党、民主回復国民会議、キリスト教徒は「国民投票は強要と欺まんによるものである」「政治芝居にほかならず、その結果は受け入れられない。憲法撤回のため闘争をつづける」ことを明らかにした。

## 二 朝鮮人民の不屈の反朴斗争の展開

朴政権は、二月一五日、「……この国民的合意を難局克服と民族中興の原動力として生かす」ため一部共産主義者を除いた緊急措置第一号、第四号違反

者を釈放し、この歴史的課題に参加させる」とし、

「人民革命党グループ」とされた人たちをのぞいた政治家を釈放した。

朴政権は、これまで「くいあらため」反政府活動を今後行わないことを表明しないかぎり、釈放はありえないとしてきた。だが、この釈放が、赦免ではなく単なる刑の執行と拘束の停止にすぎないにしても、釈放に当り、この条件を撤回したことに示されるように、朝鮮人民の闘いの前進と全世界の支援がかちとった朴の譲歩であり、闘いの一つの勝利である。

朴政権は、「再犯すれば再拘束する」とし、再拘束、刑執行の可能性をもって、脅迫と威圧をくりかえしている。

「この措置に踏み切った大統領の真意を理解せず、悔い改める態度をみせないまま軽挙盲動することがあれば、再拘束するはかない」(十八日法相談話)

「大法院に上告し、裁判が開始されない間に、釈放された者は裁判が続行される」(検察当局)

「国民を煽動する行為があっても、当分静観するが、それでもおさまらぬなら適切な措置をとらねば

ならぬ」「事件の広報活動を再開し、それでも理解しよとしない者は、法で取り締まる」(二二日、朴大統領)

だが、抵抗と解放の闘いの革命的伝統をもつ、朝鮮人民は、不屈の闘争をつづけることを宣言している。

「弾圧した政府は、祖国と歴史と民衆の前に償うことのできない罪を犯した。自分の生命が続く限り独裁政権と闘う」(金芝河氏)

「民主回復運動を行い、もう一度安養刑務所にはいる覚悟ができた」(金東吉延世大賀教授)

釈放された人たちは、民主回復拘束者協を結成し、「全員が釈放されるまで、再投獄を恐れず、最後まで闘う」とし「民青学連事件人民革命党事件をデッチ上げたK CIAを解体し、関連者を処罪せよ。改憲だけが民族の生きる道であり、良心的な民主勢力を支持する」など闘争宣言を発した。東亜日報もタブロイド版になっても出版をつづけると抵抗の姿勢を固めている。

在日韓青同も「われわれも、金芝河氏ら愛国者たちとともに連帯し闘っていく」と声明している。

わが労共委は、朝鮮人民の反朴闘争を断乎支持する。

## 三 南朝鮮人民の反朴・反日米帝斗争支持

朴政権は、七・四共同声明にもかかわらず、共和国政府との協商実現をひきのぼし、アメリカ軍の駐留継続を乞い、帝国主義者にしがみつきつづけ、

「南北の不可侵条約」および、「国連単独加盟」や「国連同時加盟」論をもち出し分裂の永久化を画策し、「自主的平和的統一、民族大団結」の前進を妨げている。

共和国政府は、①「調節委員会へ南北の各階層人民を参加させること」②「南北の各政党、大衆団体の代表と各界人士たちが参加する大民族会議か南北政治協商会議を開くこと」(七四年三月四日金日成提案)③「停滞状態にある赤十字会談を一日も早く再開すること」④「南北のあいだで平和協定を結ぶこと」などをくりかえし、くりかえし提案したが朴政権の反動的態度によって一つとして前進せず

た。ばかりでなく、朴らは専制をうち立て、米帝国主義、日本帝国主義への隷従の道を強めてきたのである。

朴政権は、米帝、日帝に従属した買弁的ブルジョアジー、地主特権官僚の利益を代表し、民主的利益をうらがり、日米帝国主義への隷従の道を選択しており、労働者、勤労人民の利益、「反外勢」、民族開放、自主的統一の道と非和解的に対立している。

朴専制としての維新体制の根柢は朴のいうように北の脅威にあるのではなく、帝国主義に従属し、一握りのブルジョアどもの利益を守ろうとするところにある。

アメリカ帝国主義は、共和国の南朝鮮駐留軍の完全撤退の要求や七四年三月の四項目対米平和協定締結の提案にもかかわらず、南朝鮮にすわり、フォード・朴会談で、在韓米軍の維持、韓国軍の近代化、防衛産業の発展を確認し、国連総会で日本政府などと共に、国連軍の関与を継続する決議を強行した。

日本帝国主義者は、米と結託し、朴を援助し、日本、沖縄を米軍の朝鮮出撃基地に供し、南朝鮮への政治、軍事、文化、経済などあらゆる分野で侵略策

動をつよめている。

金日成首相は「もし、南朝鮮当局者が今のよう反動の道へひきつづきすむならば、かれらの話し合いをとおして、祖国統一問題を解決するということは事実上不可能です。

今日、わが国にかもされた条件のもとで、祖国の自主的平和統一を成就するためには、かならず南朝鮮で反ファシズム民主化闘争を力強く展開し、南朝鮮社会の民主化を実現しなければならない」（祖国統一をめざす朝鮮人民の課題）と述べている。

南朝鮮の解放と自主的平和統一の道は、朴一派と買弁勢力の打倒、日米帝の追放なくしてはありえないことは明白であり、朝鮮人民は必ず「反外勢」、反独裁・民主回復・自主統一の闘いの前進を切りひらいていくだろう。

わが労共委は、日米帝国主義の侵略を糾弾し、共和国政府の一連の提案と南朝鮮からの全外国軍撤退要求を断固支持する。

南朝鮮人民、在日朝鮮人民の反朴、反日米帝、民主回復、自主統一の闘争を断固支持する。

#### 四 南朝鮮侵略を強める日帝への断固とし

##### た対決を

朴政権は、早川、太刀川両日本人について「相手国との交友関係を考えて釈放した」（大統領スポークスマン金聖鎖）とし、「日本に帰ったあと、拷問をうけたなどもありもしないことを言いふらし、逆に親善関係にヒビを入れるようでは困る」（金鐘泌首相）としていたが、十七日釈放した。朴政権は、「これを契機に韓日関係を好転させ」二億円の借款導入を確約し、民間資本の流入を促進しようとしている。

日本政府は「日韓閣僚会議の再開を希望する」（十五日衆院予算委宮沢外相）ことを明らかにする一方、「金大中事件」の捜査打ち切りについて説明を求め政治解決をはかるとしている。

日本政府は、「民青学連事件」デッチ上げによる不当弾圧を容認し、釈放を「日韓友好」のための取引として要求し、「金大中氏出国の自由の制限」については静観するという朴支援者、南朝鮮侵略者にふさわしくふるまっている。

わが労共委は既に昨年十月から再開された経済援助、日韓大陸棚条約批准、対共和国貿易への融資制限、日韓閣僚会議の開催に断固反対する。

日本帝国主義は、在韓米軍の後方出撃基地を提供しているだけでなく、経済的、政治的、文化的侵略を強めてきた。椎名訪韓で日本政府は「北の脅威」を認め、朝鮮総連などの反朴朝鮮人団体の規制を約し、韓国への野望をスムーズにしようとした。

馬山には、日本企業百社が進出して低賃金で、こきつかってきたが、現在不況を口実に首切りを行っている。労働者は「ものいえない立場であり、日本人は好きなようにできる。首になるのではとビクビクしている」と報告されている。

日本帝国主義は、韓国経済を隷属させ、朝鮮人民を収奪し、抑圧し、かつ、差別しているのである。

「日本人は、韓国の女性を悪くしている」「韓国は利益を上げる格好の狩猟場となってきた」「日本人のわれわれにたいする意識は昔と変わっていない。キーセンを買う意識はかつての支配者意識にはかならない」「韓国は、政治、経済、文化あらゆる面で日本に隷属する国となった」「日本の経済

協力にはヒューマンなものではない。その本質は植民地政策。他国を踏み台にして自分が太るためだ」

(朝日新聞、日本と韓国、世界十二月号などより) というのが南朝鮮人民の日本帝国主義者と日本人への怒りと抵抗を示している。

そして「日本人は偏見をすて、植民地主義をやめ、韓国の自立と独立を尊重し、保障してほしい」と述べ、「日本への経済隷属反対」「対日屈辱外交反対」「対日隷属即時中止」の反日闘争をおしすすめているのである。

共和国とチョソン労働党も「日本の一部反動は、アメリカの策動に加担する代価として朝鮮におけるかつての植民地支配の回復を妄想し、南朝鮮の政治、経済、軍事、文化のすべての分野にわたって再侵略策動を強化している」(南朝鮮駐留全外国軍の完全撤退を要求する。七四・一〇・七、共和国政府覚書)と述べ、また「南朝鮮当局者がアメリカ帝国主義者と日本軍専主義者の手先であることを知っていた」「南朝鮮当局者が追求する目的は結局……南朝鮮をアメリカ帝国主義の軍事基地として、日本軍国主義者の商品市場として永遠にゆだねようというもので

あります」(祖国統一をめざす朝鮮人民の課題)とし、日本帝国主義者の侵略を激しく糾弾している。

日本の労働者人民は、朴専制を批判したり、朝鮮人民を支援するだけでなく、反朴・反日米帝の闘争を断固支持し、日本帝国主義の侵略を糾弾し、侵略者日米帝国主義と断固闘わねばならない。

東亜日報は、日本人の学者、文化人らの支援広告を辞退した。

金芝河氏は、早川、太刀川両日本人について「誠実を欠如していた」「おせっかいな行為」と批判的見解を明らかにした。

日本人が、韓国政府を直接的に批判糾弾したり、朴政権を倒すかの主張を行ったとしても朝鮮人民の具体的要求と闘争を断固支持し、朴政権を援助し南朝鮮を侵略している帝国主義と断固たる闘争をおしすすめないならば、誠実を欠いたおせっかいだといわれるのも当然である。

朴の専制にたいし、非和解的、決死的闘いに決起している朝鮮人民との連帯を求めるとすれば、自らも、同じように自国の支配階級と闘うのでなければならぬ。

アメリカの民主主義者や日本の小ブル的民主主義者のように、日米帝国主義の侵略と搾取を黙認し、朴を非民主的などと批判する輩は、粉碎しなければならぬ。

日本人は、相対的に民主主義的権利が保障されているが、しかし在日外国人にとっても、被差別部落民にとっても、真に闘う戦士にとっても、それは全く制限されている。ブルジョアや小ブルだけが、日本のブルジョア民主主義を美化することができるのである。

日本の労働者人民は、朝鮮人民を断固支持し、大國排外主義、小ブル民主主義を粉碎し、朝鮮への侵略を強めている日本ブルジョアと断固闘うことをぬきにしては、朝鮮人民と団結をかちとることはできない。

日共は、日本政府、自民党の朝鮮侵略と朴援助の対韓政策を「対韓屈辱外交」と批判してきたが、この主張は、侵略者が屈辱をこうむっているといってくるめ、「対日隷属即時中止」「対日屈辱外交反対」を主張している南朝鮮人民を侮辱し、愚ろうする大國主義的言辭に他ならない。

日本支配階級の侵略に反対し、日韓關係會議に反対し、日本ブルジョアと政府、自民党と断固闘おう。

大國シヨイヴィニズム、小ブルジョアの民主主義に反対し、朝鮮人民の決死的な反朴、反日米帝闘争を断固支持し、侵略者と力強く闘おう。

## 三里塚反対同盟と連帯し、自民党政府の空 港設置策動を粉碎せよ

### 一 日本階級斗争の前進拠点 としての三里塚

#### ① 九・一六東峰斗争の 革命的意義

三里塚反対同盟のたたかいを支持し、連帯すると  
いう立場の下に、三里塚に現斗をおいている者の中  
で第四インター日本支部は最近、七一年九・一六東  
峰斗争に対して「一撥主義」であるという許しがた  
い見解を明らかにした。「第二次決戦における東峰  
十字路斗争を觀念的に美化するなかから斗争を展望  
し、大衆的実力斗争とは無縁な実体のない戦術的エ  
スカレートに絶叫する諸君に一言いっておきたい。  
第二次決戦の成果を真に継承し、発展させるとい

ことは、第一次決戦のなかでつくりだした大衆的実  
力斗争と全国運動を、いかに現在の情勢に適合させ  
て実現するかということである。三里塚斗争に対す  
る敵権力の攻撃と弾圧がいかに強力であろうと、わ  
れわれは決して戦術的一撥主義への道をたどっては  
ならない」（不屈の三里塚）と。

第四インターのこの主張は九・一六東峰斗争の革  
命的意義を引きもどすものである。これはまた第四  
インター現斗員のみが犯した単なる誤りではない。  
第四インターがかかげる「労農政府」論と無関係で  
はなく、プロレタリア人民の暴力の組織化、暴力の  
発動に対する小ブル的動揺をたたかひの中に系統的  
にもち込む傾向を示している。彼らは権力とのたた  
かひにおいて権力が暴力を発動するのに対して、人  
民が独自に暴力を組織し反撃することに反対し、こ

れを回避し、大衆的カンパニア斗争を対置する傾向  
を代表しているのである。九・一六東峰斗争が現実  
に権力の暴力の発動に対して人民がいかに闘うか、  
を問うたのに対し、反対同盟、青行隊および支援団  
体が斗いの中から革命的暴力の発動によって応えた  
ことを第四インターは理解しえないのである。

つまるところ、彼らの主張によれば彼らは「第二  
次決戦」をも「第一次」のように闘いたかったので  
ある。しかも、バリケード、地下壕戦だけでは無力

であった「第一次」の限界を自らの力で突破するの  
ではなく、「全国運動」なる主張の下に、大衆的支  
援部隊、全国的カンパニア斗争の組織化にのみ期待  
したのであった。しかし、いうまでもなく「第二次」  
で問われたのは、代執行のために動員された五三〇〇  
の機動隊と現実がいかに闘うかであったのである。

ここでは権力の暴力との現実的な戦斗こそが権力の  
所級性をバクロし、労働者人民が自らの利害を実現  
するためには自ら団結し暴力を組織しなければなら  
ないことを明らかにするものであり、反対同盟農民  
の利害を防衛する唯一の手段であった。九・一六東  
峰斗争を中心とする反対同盟、支援団体のたたかひ

は、提起された情況に対する革命的な対応であった。  
三里塚における斗いはこうして現在では既に九・  
一六東峰斗争の地平を踏みしめており、これはまた  
三里塚の地域のみならず日本階級斗争の橋頭堡を築  
いている。斗いはこの地平を前進させ、拡大させる  
ことを問うているのであり、これを引きもどそうと  
したり、労働者人民の武装解除を要求するような傾  
向、すなわち日和見主義、小ブル的動揺性は克服さ  
せなければならぬ。

九・一六東峰斗争は、強制測量や第一次強制代執  
行における座り込み、バリケード、地下壕戦などの  
戦斗を経た上で、第二次代執行に対する戦斗として  
おこなわれた。反対同盟および支援団体は満を持し  
て、政府、公団の攻撃に備えていた。こうした中で  
第二次代執行は七一年九月、千葉県知事友納によっ  
て強行された。反対同盟は九月七日、「戦斗宣言」  
を発し、非妥協的な戦斗体制をとった。「時の権力  
者の面子のみを守るため世界にも希有な内陸空港を  
あらゆる暴挙と策謀によつて強行せんとするこの大  
悪業を、われわれは一人の農民としても、断固とし  
て拒絶します」―権力者の無暴が荒野と化したこの

三里塚一帯から全人民の血と力をこめて農民殺しをたたきだし、無能、非道の権力者の息の根を立派に断ち切ってみせようではないか」(戦闘宣言。)

住居と田畑が強制収用の対象とされた反対同盟農民・大木よねさんは、「反対同盟に身をあずけると言い切り、家宅と土地をかけて、権力と斗い抜くことを明らかにした。

代執行者友納はこうした中で五三〇〇の機動隊に守られ、農民、労働者、学生に襲いかかってきた。反対同盟の呼びかけに応え、全国から結集した労働者、学生、農民数千人は反対同盟農民とともに団結小屋の内外で、多くの犠牲者を出しながらも、一週間の戦闘を英雄的に闘いぬいた。支援団体は恒常的に闘う常駐部隊を中核として武装し、機動隊、公団、ガードマンの宿舎を襲い、敵に多大な打撃と損害を与え、多くの成果をおさめた。警察機動隊は、とりわけ東峰地区で警備網を寸断され、三名の死者と多くの負傷者を出し、抑圧者として恐怖のふちに陥し入れられたのである。九・一六東峰斗争はこうして歴史的にたたかわれたのであった。

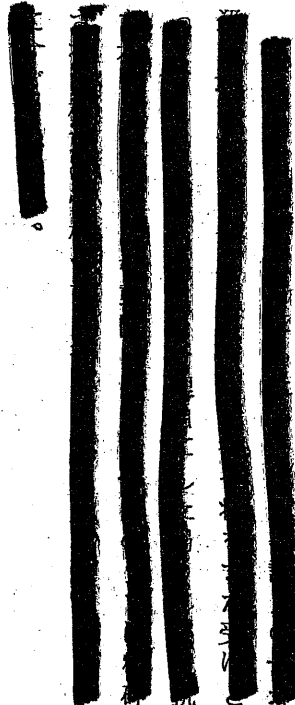
このたたかひに対して日共は友納の「話し合いに

する組織された部隊による計画的戦闘によって実際に一定の軍事的勝利をおさめ、敵に大きな打撃を与えたことである。第三に、このたたかひが、日本の意識的部分によって共有され、支配階級の暴力による支配に対してはプロレタリア人民が強固に団結し、自ら暴力を組織することによって対抗すべき、現実的な教訓を示したことである。同時にこのことは敵側によっていみじくも「日本におけるベトナム戦争のはじまりだ」と言わしめる情況に日本階級斗争の地平をおしあげたことである。

### ② 三里塚農民のたたかい

三里塚農民は土地死守の立場を基底にすえつつ、なおそこだけにとどまっているのではない。日本支配階級の新全総計画として打ち出された日本列島の独占資本家のための総基地化、日米軍事同盟の一層の強化の一環として設定された新空港の設置策動に対決し、十年の歳月をたたかぬき、いまだに一機の飛行機も飛ばしていない。このたたかひの中で三里塚農民は多くの意識性をかちとってきている。第

による解決」なる反対同盟農民のたたかひの切り崩し策動に唯一賛同し、彼らの管理する「平和の塔」の移転の条件を具・公団と話し合うという対応にでた。こうして三里塚反対同盟から脱落し、たたかひから離脱していった「条件派」の立場をたたかう農民に對して説教していたのが他ならない日共の対応であった。



九・一六東峰斗争の革命的意義は、第一に反対同盟が現実のたたかひの中で日共と袂別し、「戦闘的左翼」と結合してたたかひを発展させてきたこと。そして、労働者人民の国家権力にたいする武装した戦闘の広範な陣地を形成してきたことを明らかにしたことである。第二は、拠点防衛のバリケード、地下壕だけでなく、反対同盟農民と連帯し、獲得された陣地と地の利を背景に五三〇〇の機動隊にたい

一に反対同盟は「いまや労働学級の戦いがあらゆる職場、地域、学園において無数に発展している中で、私たち三里塚の戦いは最重要拠点の一つとして全国注視のもとにあります。そして、反対同盟は、あらゆる階層分野の人びとも戦いをさらに深く結合し、さらに広汎に統一拡大していくことが、現時点において日本の人民大衆によって切実に求められていると確認します。」(七四年参院選にあたって全国の皆さんに訴える)と主張し、自らのたたかひを全国の無数のたたかひと結びつけ、支援と連帯の立場を明らかにし、自らのたたかひを「反権力の実力斗争」としておし出している。三里塚の農民はこうして支配階級に対する労働者人民の実際の利益を防御するたたかひの巨大な前進拠点を築いてきている。

第二に、反対同盟自身においても、第二次代執行に對する大木よねさんのように小ブル的意識を克服するための組織的なたたかひがおしすすめられている。大木よねさんは「自分のことはすべて同盟にまかせてある」といい切って、住居と土地をかけてたたかった。反対同盟は小ブルジョアの土地所有という次元にとどまることなく、土地を武器に支配階級



と斗うという質において、土地の管理、生産活動、学習活動を共同しておこなうということをかっとなしものとしてなしてきてきている。これらのことは個々の農民の私的所有者、小ブルジョアとしての私利私害からする動揺を克服し、強固に斗い抜くことを可能にしている。またこのことは、独占資本の支配の下で小経営者が不断に抑圧され、切捨てられる現実を認識し、それらのことから自らを防衛するためには、共同し、労働者階級とより強固に結合しプロレタリア独裁権力の樹立を支援し斗うことの必要性を認識しうる条件を農民の内部に広範につくり出している。三里塚農民のたたかいの歴史は日本の農民のたたかいの方向に大きな教訓を与えている。

### ⑤ 組織的武装斗争の前進を

第二次強制執行の強行のために動員された、五三〇〇の警察機動隊といかに斗うべきか、これが強制執行に反対し、権力とたたかむとするすべての労働者、学生、農民に問われた。ここでは、第一次強制執行にたいする戦いの戦術であったバリケ

ード、地下壕戦だけでは、強権の発動の前には無力であることはすでに明らかであり、砦の攻防戦と同時に機動隊を粉碎する組織的たたかいを貫徹し、その目標を実現することによって、権力にたいする斗いの血路をきりひらくことが要求されていた。支援団体と反対同盟、青年隊は砦を防衛するたたかいと同時に機動隊との遊撃戦を展開し、敵に大きな打撃を与え、機動隊を恐怖のどん底へたたき込んだ。そして広範な人民のたたかいと結合し、政治的、軍事的に強固に組織された部隊による目的意識的な戦闘によって、機動隊を粉碎し、労働者人民の斗いを前進せしめていくことができることを示した。

かかる武装した斗いは、カンパニア的斗いや抵抗と防衛の斗いとは異なり、戦闘の目的を明確にし、軍事技術を駆使し、戦闘の目的をなすとげる斗いとして遂行されてはじめて有効なものとなりうるのである。既に九・一六東峰斗争が示したように、資本家階級は自らの利害を実現するためには、いつでも公的暴力（警察・自衛隊）を行使する用意をもっているものであり、労働者人民がその不当性とたたかうためには、自ら暴力を組織し対抗する以外にない。圧

倒的に強化され、肥大化して、労働者人民のたたかいを弾圧し、資本家どもの支配をささえている警察機動隊等公的暴力に対する戦闘をいかに実現するか、全ての先進的分子がたたかいを組織するに際して解決すべき緊要の問題はこのようにして提起されている。

暴力装置を攻撃し粉碎していく斗いは、「北総暴動」（第二次代執行阻止斗争に対する中核派の主張）というような無政府主義的な言辞によっては、決して組織することはできない。政治的、軍事的に組織された部隊による、軍事技術にしたがったところの徹底的に、目的意識的な戦闘によつてはじめてなしとげることができる。このことを肝に銘じておかなければならない。

## 二 自民党政府の空港設置の目的（「怒濤第

三号」六八年十二月二十日より）

### ① 「新空港」建設の背景

新空港設置の策動は「一大国家的事業」国策」な

る大がかりな宣伝のもとに開始された。現地反対同盟に結集する農民の不屈の闘いに対して発動されている国家の暴力装置や土地および人的買収のために投入されているポウ大な資金、並びに現地公団のあらゆる手をつくした農民に対する分断工作などは、佐藤資本家政府に政治的に統括される日本帝国主義の反人民性をあますところなく示している。

新空港設置の根本的要請は、運輸、交通手断を一手に独占している、運輸、交通産業部門の独占ブルジョアジーの階級的利益に基いている。直接的には、航空機の発達に伴う七〇年代航空産業の国際的競争戦を目前にした航空産業独占ブルジョアジーの強い要請に基いている。それは羽田空港の使用上の制約を理由とした、SST時代に備えた空港施設の飛躍的拡充の要求といえる。しかし、より根本的には、国境を越えて死闘を演ずる諸国占体の国際的競争戦に勝ち抜くための、その基礎的部門の近代化、合理化にその根本的要請がある。この点にこそ政府権力の強力な財政的、政治的介入、推進の根拠が存在する。

佐藤内閣は池田「高成長」内閣に引き続き「国際

環境の厳しき社会資本の充実、社会開発」を自らの帝国主義的社会、経済政策の重点として掲げ、独占ブルジョアジーの強い支持を受けて登上した。独占大企業の産業再編、合理化運動に対する国家財政の保障を媒介にする強力な政府権力の介入と並んで、その資本家企業的效果を一層保障し増進するものとして、港湾、鉄道、道路等の運輸、交通部門に於ける整備、合理化は政治権力の強権行使を背景に、大量の財政投下のもとに意識的、重点的におしすすめられてきた。支配階級は、これらの全運動を遂行するに際して、「国家的利益」「企業の防衛、繁栄」なるイデオロギー的幻想の形成を背景に「合意」を強制するのであるが、その強制された「合意」を拒否する部分に対しては「法と秩序」への服従を要求し、最終的には、公権力の発動をもって自らの階級的利益を貫徹してきたのであった。成田空港設置策動に於ける「国家の繁栄」という大宣伝がそれである。支配階級の利益を国民的利益として提出するこの欺瞞的宣伝を先進的労働者学生は粉碎しなければならぬ。しかしかかるイデオロギー的幻想を形成しているのは支配階級だけではない。日本共産党の

「民族的発展」が主張をそれである。日本共産党は「日本の繁栄のため成田空港」という支配階級の宣伝を無批判的に受け入れた上で、三里塚という場所に空港用地が決ったのは「制空権をアメリカに握られているからだ」と反米民族主義マルダシの主張を行っているのである。成田空港設置策動のもつ階級的性格を陰蔽し、民族主義的繁栄のイデオロギーを形成する日本共産党の反動的主張を断固粉碎しなければならぬ。

### ② 「新空港」の階級的役割

成田空港の設置は、農民からの土地の強制取上げという犠牲の上に、交通運輸部門のブルジョア的近代化、合理化を結集し、独占ブルジョアジーの階級的利益を貫徹すると同時に、日米両帝国主義の侵略、反革命のために利用される必然性にある。日米安保条約第六条と地位協定は、日本帝国主義の「国家的意志」としてわが国の一切の施設、区域の在日軍軍による使用に承認を与えている。それを裏付けるものとして様々の国内法が制定されている。この日本

支配階級の意志としての「国家的承認」と「法制度」の裏付けをもって、国内の一切の施設と区域は、日米両帝国主義の侵略と反革命目的遂行のための手段、物質力として役立てられる一般的条件をなしているものであり、現実にならなっているのである。

事実、アメリカ帝国主義のベトナムへの侵略反革命軍事介入の拡大と共に、在日米軍施設（米軍基地）はもちろんのこと、一見非軍事的施設としてみえるところの諸施設、区域（運輸、交通手段）は侵略、反革命軍事介入の手段、物質力として利用されてきた。例えば、国鉄の輸送車両の米軍ジェット燃料、弾薬輸送への使用、或いは羽田空港の米軍チャーター機の乗り入れなど。

日米同盟の侵略反革命同盟としての本質とそれを国家的意志として確認し、保障するところの日米安保条約を法的根拠として、成田空港の設備、能力を侵略反革命軍事目的に最大限利用する策動はますます強化されるであろう。それゆえわれわれは、日本の一切の施設と区域をかかると目的のために利用することを可能ならしめている日米両帝国主義のアジア、日本本土、沖縄、アメリカ人民に対する支配の全関

係の要としての日米安保条約粉碎闘争の一環として、成田闘争の一面における性格を把握し、また意識的にかかると方向性を推進しなければならないのである。

### 三 ブルジョアジーの農業政策と三里塚農民

#### ① 「怒濤第三九号」七二年八月一日より

#### ② ブルジョアジーによる農民の切り捨て

三里塚農民の闘いは鋭く日本政府の農業政策が日本ブルジョワジーの利益をのみ実現する手段になっていることをつき出している。金融資本による企業の巨大化が流通機構の狭隘化をもたらし、支配階級による社会資本の再編、合理化の要請が高まった。かかる事情が三里塚に巨大な空港設置を強行する背景となっている。それによって三里塚においては土地を主要な生産手段として生活を基礎づけている農民の農地が没収されようとしているのである。かかる土地収奪は支配階級の利害の貫徹としてのみ実現されようとしている。

日本支配階級の三里塚農民に対する政策は、しか

し、空港建設計画が発表される直前までは全く別な形でおこなわれようとしていた。すなわち昭和四〇年一月明らかになされたのであるが、三里塚一帯を桑園にして製糸工場を誘致し蚕糸組合をつくり、協業形式で生産工程を一貫しておこなうシルク・コンビナートの建設計画であった。勿論この計画自身、農業近代化政策のかけ声のもとに農民を縦横関係ブルジョアジーの利益追求活動の一環に組み込むための計画であったことはいうまでもない。それがブルジョアジーの利害追求のためのものであったことは、ブルジョアジーの思惑の変更によって既に具体的準備に入っていたシルク・コンビナート建設計画が簡単に中止されてしまったことにも如実に示されている。

日本政府による農政は、とりわけ昭和三〇年代後半以降からは高度経済成長によって巨大化した金融資本の利害を実現する手段として農業の再編がおしすすめられ、耐え切れず没落した農民が都市プロレタリアとして資本の生産過程に組み込まれているのであり、それによってまた日常的、直接的に資本の生産者として自己を形成している。とりわけ昭和三

〇年代後半以降、日本政府による農政は、資本の利益を実現することを第一義とし、農業をコンビナート化し資本の生産過程の一環に組み込みつつ、それに耐えられない農民を切りすてて企業への労働力供給を同時に実現するものとしてあった。あるいはダム建設、空港、道路建設など社会資本の整備、軍事

基地建設による直接的土地収奪を条件とした農民の生活基盤の破壊が強行されている。三里塚における闘いは最も意識的にブルジョアジーの社会的経済的政治的支配の現実をバクロし闘われている。三里塚芝山の反対同盟に結集している農民が支配階級のかかる農業政策に対して真向から対決し、日本支配階級、国家権力に対する闘いを実現している現実を踏まえ、反対同盟農民の闘いを断固として支持するとともに支配階級の農業政策に対して徹底的に対決し、農民がかかる闘いを通してプロレタリアート解放闘争に結合し、闘う戦士として形成されるべくわれわれは活動する。

## ② 日本支配階級の農業政策

昭和三六年、農業基本法が施行された。従来の食糧不足が農業技術の改善などによって解決されはじめ、工業における高度経済成長の進展による労働力需要が高まる過程で日本支配階級は農政の再編を開始した。農基法を軸とした「近代化農政」は第一に農業の経営規模拡大による自立農家の創造を主眼としておこなわれ、農業の自立化をはかり、農業への財政援助を切りつめてゆくための布石をうつことであつた。第二に企業農業として自立しえない零細農業の切り捨て、農民のプロレタリア化の促進、工業への労働力供給源の確保である。第三に、しかし昭和三〇年代においては一方において農村を工業製品の市場として高成長経済に対応する商品流通関係を形成することが必要であり、第四に農民をブルジョア政権を支える基盤として確保することが目論まれそのための政治的措置として農民をブルジョアジーの支持者として結合させるための策動が必要とされた。支配階級は第三、第四の課題実現のために、食糧管制度を維持し、米価の二重価格を継続してきた。

以上の支配階級の農政の展開によっていわゆる

「五反百姓」の切り捨てによる農民の没落は急速に進行したのである。また、農村における工業製品の消費の急速な拡大は農民を現金収入にかりたて農民の没落を促進し、食糧制度による二重価格米価は農民をブルジョアジーの巨大な商品市場として形成することに成功した。更にそれがブルジョア政権の維持をもたらす関係をもつくり出したのである。

農村が商品市場として形成され更に農業人口が急速に減少した昭和四〇年代に入ると日本政府は食糧管会計赤字のキャンペーンをはり農業援助の根幹になっていた米価への財政措置切り捨ての布石をうちはじめた。食糧制度廃止は農民の分解と支配を実現してきた支配階級が、二重米価制によってもたらされる食糧赤字分を国家財政によって賄わせることを拒否し、赤字分を生産者（農民）と消費者（労働者）に押しつけることによつて、農業の企業化を徹底的におしすすめようとするものである。それとともに米の自由販売を通して米穀市場における商業資本の利潤獲得を保障するなど、日本人の主食たる米穀をもブルジョアの経済関係の「自由」に貫徹するところ

ろとなし、農業生産の企業化と食糧の流通過程にお

いてブルジョアの利益を實現しようとしているのである。かかる農業生産の企業化は更に農産物の自由化によって大規模に否応なく促進され、国際価格にみあわない農業の切り捨てが進行している。その現実には、三井物産、住友商事などの商社が東南アジアにモデル農場をつくり、大規模な農業開発に乗り出していること。既にインドネシアのジャカルタ郊外には二三万ヘクタールに及ぶ水田開発が日本商社によって着手され現地低廉農産物の輸入が目論まれ、日本農民の没落の条件をつくり出している。日本支配階級の農民政策が四〇年以降、農業経営の効率化、資本主義化、国際競争力のある農業の創造などを主張し、「低生産によって拘束されていた農業労働力を余剰化し、これを他産業へ供給することを可能にする」(経済審議会農業問題研究会報告・昭和四四年一月)ことに向けられていることが明確にされねばならない。四〇年以降日本支配階級の農政の基軸となつている「総合農政」および「新全国総合開発計画」は日本ブルジョアの利害を追求するための農民支配再編の方向性を具体的に示すものとなつてゐる。

更に農業経営を世界の農産物市場に打ちかつものとしなければならぬとされ、農業の「装置化とシステム化」なるスコーガンが打ち出された。それは「生産から加工、流通にいたるまでの装置や設備は商品単位の変革にもなつて次第に大型化、高性能化し、生産流通技術の革新をもたらすこととなる。このような技術の変革は零細な生産単位の枠を越えて農業生産単位の大規模化をもたらす」「農業生産における機能の分化は広範な社会的分業を生みつつある。それらの社会的分業を国民に対する食料の効率的供給と資源の有効利用という目的に即して機能的に総合化することが必要とされる。その総合化のためには地域農業に対して一定の拘束力をもつ自

制の機構が必要となる」(前掲経済審議会農政報告)というものであり、農業のオートメーション化をブルジョアジーの統制のもとに総合的に實現しようという代物である。これは農業経営をあたかも巨大企業の生産工程の一部として組織するための農業の

なつてゐる。

### ⑧総合農政および新全国総合開発計画

昭和三九年から四〇年にかけて「農業近代化」構想が財界から数多く提唱された。食管会計赤字キャンペーンを政府がはりだしたのと同じ時期である。そのほとんどが日本農業の発展の道として「経営規模の拡大、協業、機械化の推進によって国際競争力のある企業的農業を確立すべきだ」(日本経済調査会)という結論を打ちあげていた。政府はそれらの提言を全面的に受け入れる形式をとつて七〇年代における日本農業のビジョンとして「総合農政」を主張した。それは「稲作偏重」であつた従来の農政の「自己批判」を基軸として第一に財政負担のかからない食糧自給政策を一定の食糧輸入(農産物の自由化)を前提として實現すること。第二に零細農家の切り捨てによる土地の集中、合理化の促進、農地流動化をスムーズにするために農地法の変更をすること。第二に米価を国際価格にまで引き下げること、などである。食管会計赤字をキャンペーンし、食管

集約化の策動である。しかしそれは三里塚におけるシルク、コンビナート構想が証明したように、ブルジョアジーの思惑が変更すれば簡単に切り捨てられる運命を同時に背負わされるのである。

農業の大規模集約化を指向する「総合農政」に対して、農地に「工業基地」を建設する「全国総合開発計画」は昭和四四年に新たに全面的に書き改められた。いわゆる「新全想」は「ネットワーク方式」といわれ、新幹線や高速道路など交通、および通信網を整備し工業開発の可能性を全国的に拡大しようとするものである。水と土地と労働力が存在しているところ全てを工業基地の立地条件とするこの計画は、それを結ぶ道路、鉄道、空港、港湾などの交通網の建設ともにおしすめられている。しかもそれらの巨大な「工業基地」、交通網はブルジョアジーの利益を實現するのに最も良い条件で貫徹される。それを實現するために絶対必要な土地は農民からの収奪として土地収用法、土地改良法、土地区画整理法など国家権力を使って「合法的」に貫徹されるのである。かかる殺生与奪の権利は数多くの手段のもとに支配階級の手の内に握られている。まさに国家

権力は殺人をも合法的におこなうのである。

昭和四〇年代後半になって、農業人口が急速に減少する状況があらわれるに従って、農民のブルジョア政權の票田としての価値が低下した。それに従って、日本支配階級の農民政策は露骨化し、食糧制度の廃止策動など財政援助の制約、工業品の海外市場への進出のみかえりとしての農産物の自由化の推進などによる農民の没落化の促進、農業経営の企業化を強制することに向けられている。かかる状況下で日本農民は、技術改善による肥料、農薬などの費用の増大消費ブームで押しあげられた生活水準の維持、技術革新による「機械化貧乏」などをかかえ、農業経営の不安定が増大し、現金収入を求めて、若年労働力の都市への流出、出稼などによる土木、建築工事の日雇い労働者としてかり出され、肉体的精神的苦痛を増大させている。われわれは支配階級がその利害を貫徹させるために農民を抑圧するのに対して、農民がこの支配に対決し、国家権力に対し徹底して闘うことを断固支持する。支配階級のかかる策動の全てが新たににより拡大された支配と搾取を実現するためのものであることにおいてプロレタリアー

と農民の共同行動の基盤は存在する。同時にかかる闘争を通して、農民が農民としては世界を変革することができず、プロレタリアート解放闘争と結合してはじめて、農民としての自らをも積極的に解放することができていることを明らかにし、農民をプロレタリアート解放闘争に結合する全ゆる条件をつくり出す活動を実現するのである。

日本共産党は支配階級の農業政策を「大多数の農民を農業からしめだし」「農民の土地労働力、水を独占資本のためにいっそう大規模に収奪しようとしている」ととらえ「農民の経営と生活の向上、日本の農業の自主的、総合的発展のためたたかいます」(参院選での日本共産党の政策)と主張している。独占資本と農民の対立として事態を把握し、農民の側に立つというかかる主張は、現在のブルジョア社会において独占資本を排除し、小生産者の利害を実現することができるとの様な幻想を形成する反動的な主張である。かかる日共の運動は現実に三里塚の地においても、「統一買収価格の打破」を公団に要求する条件闘争を反対同盟農民の闘いに対置し、敵対しつつ、つくり出しており、支配階級の空港設

置策動を基本的に容認する運動をつくり出している。日共のかかる独占資本の政策反対→条件闘争の現実的な運動を批判し解体するためにわれわれは断固たる活動をおこなう。

日本支配階級がその利害を貫徹するために国家権力を動かし、農民を利用し、あるいは圧殺せんとしているのが現在の農業政策の基本であることを踏まえこれと闘う農民を支持し、その過程において農民自身をプロレタリア解放闘争と結合させ農民の解放をも実現する闘いに組織すること。これこそがわれわれの緊要の任務である。それは支配階級との闘いを政策反対闘争の枠の中で戦闘的に闘う戦闘的経済主義者の運動を根本から揚棄し、人民を権力奪取に向けて組織する強固な活動の展開によつてのみ実現される。

三月十九日、空港公団総裁大塚は成田市寺台の暫定パイプラインへ輸送する鹿島の貯油施設建設の見通しが立たないことを理由にして「年内開港断念」を表明した。

政府は空港建設において多くの労農人民との利害の対立が明らかになり、当初の計画が次々に変更させられる状態に陥っているのに対して、四月二十五日、閣議で首相三木が運輸大臣ら関係閣僚に早期開港の指示をおこなった。政府は独占資本家共の強力な要請を背景にして一定のあせりを示している。

運輸大臣は「成田開港は国家事業」などと主張し自ら燃料貯蔵基地、輸送路確保のために鹿島、神栖両町へ協力要請をおこない、地方ボスのだき込みをはかっている。また空港公団は水戸市に公団事務所を新設し、住民の反対運動を切り崩すために再び札束攻撃をしかけている。また、羽田、成田の空港関連事業者をそそのかし、鹿島、神栖両町を訪れさせ「官民一体の陳情攻勢」なるものを策動してきた。

成田市職労働者に対しては「給料が安いのは開港が遅れているからだ」などというデマを流し、市職労働

支援せよ！  
△鉄塔防衛—開港阻止斗争をたたかう反対同盟を

組反動的幹部をだき込み、労組に早期開港を決定させたりしている。

これらの政府・公園と独占資本家共およびそれらと結びついて空港建設によつて利益をあげようと企んでいる空港関連業者の策動も、反対同盟や地域住民のあたりまえの、説得力のあるたたかひの前には極めて精彩のないものになつていゝ。反対同盟北原事務局長は四月の成田市議選に立候補し、苦戦が予想されていたにもかかわらず、反対同盟農民の強固な結束をかちとり、青行、婦行、支援団体の連日の闘争のなかでついに当選をかちとつた。このことは反対同盟が資本や日共などの包囲のなかで、あらゆる悪バを投げかけられながらも、政府、独占資本の野望を断固としてはねのけ、たたかつていゝことが、多くの労働人民の支援をかちとつていゝことを示してゐる。反対同盟はいわゆる「暴力反対」や「過激派との結託」など反動的意図をもつた宣伝がいろいろあせたものでしかないことをバクロしてきた。

反対同盟農民は空港建設阻止闘争において「どんなに急いだつて、まだ二、三年は飛べつこないよ」と、したたかで図太く構えていゝ。実に楽天


的であり、十年にわたつて政府、資本の野望を打ち砕いてきた闘いのなかから生まれた自信をみながらせていゝ。反対同盟は三月の資材輸送道路建設策動に際してもたたかひの先頭に立つてきた。五月鉄搭破壊道路建設予定地に対して早朝から抜きさうち的に田植えを敢行し、私服、機動隊が驚いてかけつけたときには既に田植えは完了してしまつていたなどという、意欲的なたたかひを継続してゐる。農民のしたたかな自信や意欲的なたたかひは、反対同盟が政府、資本の野望に対して、力には力を組織し勇敢にたたかつてきた歴史の正当性をあますところなく示してゐる。

わが委員会は独占資本家階級が政府をのつとつてゐる現実において、独占資本の利害の貫徹に対して、労働人民が自らの利害を防衛したたかうことは必然であると考えゝ。これらのたたかひは独占の利害貫徹が労働人民のより抑圧し、「公害」など生命をおびやかすのに対するたたかひであるとともに、労働者階級にとつては、政治が独占資本の利害貫徹のためにおこなわれていゝことを広範にバクロし、プロレタリア独裁の樹立の条件を広範につくりだすことである。

わが委員会は日本独占資本の利害を貫徹するたために空港建設を強行しようという日本政府の策動に対して、反対同盟農民が自らの利害を対置し、戦闘的にたたかつていゝことを断固として支持する。反対同盟のたたかひはますます多くの労働人民に政府の正体をバクロし、支配階級に対するゲン想をひきはがすであらう。

鉄搭を防衛し、空港建設策動を破産させ、支配階級の野望を粉碎するために奮闘しよう。

5

プロレタリア文庫。 

三里塚・朝鮮・天皇訪米問題  
におけるわが委員会の態度

発行日・1975年7月

発行所・東京都豊島区池袋2・11・2

白石ビル内 怒濤社

定 価 200円

労働者共産主義委員会  
中央機関紙

定価60円

1年分1,700円(送料とも)

革命的労働者の闘いのために

電話 03・982・3312

郵便振替 東京147121

怒涛社



The PROLETARIAN  
CORRESPONDENCE

Editor: Central Committee of  
Worker's Communist Committee  
Publishing Agent: Takeshi Yasuda,  
Dotoh sha, Shiraishi Bldg. 2-11-2  
Ikebukuro Toshima-ku  
Tokyo, Japan

Quarterly Organ of Worker's Communist Committee  
NO.1-10 50UScents or the equivalent

共産主義革命 第5号 450円

★プロレタリア独裁の  
旗を堅持し武装を強  
め日本支配階級との  
闘いを強化せよ

★共産主義者同盟の活  
動の歴史的教訓

★千リ労働者階級の不  
屈の闘争と血の教訓  
を足跡にする口共と  
その勝敗

★戦後資本主義世界経  
済の変遷と帝国主義  
諸国による新たな世  
界分割

★烽火派の「再転換路  
線」批判

頒価 200円